

## 竹原市総務文教委員会

平成30年2月22日開会

### 会議に付する事件

#### (付託案件)

- 1 議案第17号 竹原市郷土産業振興館設置及び管理条例案
- 2 議案第20号 竹原市勤労青少年ホーム設置及び管理条例を廃止する条例案
- 3 議案第22号 市立竹原書院図書館設置条例及び竹原市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 4 議案第23号 竹原市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第27号 竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 6 議案第28号 竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第29号 竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 8 議案第31号 竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 9 議案第34号 竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案
- 10 議案第40号 平成29年度竹原市一般会計補正予算（第5号）
- 11 議案第42号 平成29年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）

### その他

#### (所管事務調査)

- 1 今後の所管事務調査について
  - (1) 行政視察研修について
  - (2) 閉会中の継続審査の申出について

(平成30年2月22日)

出席委員

氏 名	出 欠
山 元 経 穂	出 席
堀 越 賢 二	出 席
川 本 円	出 席
井 上 美 津 子	出 席
大 川 弘 雄	出 席
道 法 知 江	出 席
脇 本 茂 紀	出 席

委員外議員出席者

氏 名
今 田 佳 男
竹 橋 和 彦
高 重 洋 介
北 元 豊
松 本 進

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳  
議会事務局係長 矢 口 尚 士  
議会事務局主事 森 田 愛 美

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
市 長	今 榮 敏 彦
副 市 長	細 羽 則 生
教 育 長	竹 下 昌 憲
総 務 部 長	平 田 康 宏
企 画 振 興 部 長	桶 本 哲 也
教育委員会教育次長	中 川 隆 二
公 営 企 業 部 長	平 田 康 宏
総 務 課 長	向 井 聡 司
財 政 課 長	沖 本 太
税 務 課 長	井 上 光 由
企 画 政 策 課 長	松 崎 博 幸
産 業 振 興 課 長	向 井 直 毅
教育委員会文化生涯学習課長	堀 信 正 純
水 道 課 長	松 岡 俊 宏

午前9時50分 開会

委員長（山元経穂君） 皆さんおはようございます。

開会前に委員長から申し上げます。

平成30年第1回定例会における総務文教委員会の議事の進行ですが、付託案件の審査を大きく2段階に分け、第1段階目は詳細にわたる質疑を行い、その後、委員による自由討議を行います。詳細審査がおおむね終了した後、第2段階目として、自由討議の結果を踏まえ、引き続き大綱的な一括質疑の後、個別に討論、表決と考えております。全ての議案審査終了後、引き続き所管事務調査等について協議を行ってまいります。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほどよろしく願いいたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第1回定例会の総務文教委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、委員会付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長からの発言の申し出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（細羽則生君） 改めましておはようございます。

委員長をはじめ委員の皆様におかれましては、お忙しい中、委員会を開催いただきましてありがとうございます。

本日は、議案第17号竹原市郷土産業振興館設置及び管理条例案から議案第42号平成29年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）までの計11議案につきまして御説明をさせていただきますので、慎重な審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

委員長（山元経穂君） それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

審査の都合上、審議の順序につきましては、お手元にお配りしております付託議案審議順序表の順に行ってまいりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） 異議なしと認め、そのようにとり行います。

なお、執行部からの説明は、以後座ってまゐっていただいで結構です。

それでは、議案第27号竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案から

議案第29号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案までの3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（向井聡司君） それでは、議案第27号竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について内容を御説明をいたします。

議案参考資料の37ページをお開きください。

1の提案の要旨でございますが、本議案は人事院の平成29年8月8日付けの給与改定に関する勧告等を考慮しまして、職員の給料月額等を改定するものであります。

2の改定の内容でございますが、（1）として、職員の給料表の給料月額を若年層を中心に、広い範囲引き上げるものであります。

（2）としまして、勤勉手当について、年間支給割合を0.1月引き上げるものであります。これによりまして、現行の期末勤勉手当の合計年間支給割合が4.3月から4.4月となるものであります。内訳といたしましては、平成29年度分として平成29年12月分の勤勉手当を0.85月から0.95月に0.1月引き上げ、平成30年度分として平成30年6月の勤勉手当を0.85月から0.90月に引き上げ、平成30年12月の勤勉手当を0.95月から0.90月に引き下げ、均衡をとるものであります。

（3）としまして、平成27年4月実施の給与制度の総合的見直しに係る激変緩和のための経過措置を平成32年3月31日まで延長するというものでございます。

3の実施期日でございますが、一部改正条例案のうち、給料月額の改正につきましては平成29年4月1日、勤勉手当の平成29年度分につきましては平成29年12月1日、また勤勉手当の平成30年度分につきましては平成30年4月1日を実施期日とするものであります。

議案第27号につきましては以上でございます。

次に、議案第28号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、その内容を御説明いたします。

議案参考資料49ページをお開きください。

1の提案の要旨でございますが、本議案は平成29年度竹原市職員の給与改定に合わせまして、市議会議員の期末手当の支給割合について改正しようとするものであります。

2の改正の内容でございますが、期末手当の年間支給割合を0.1月分引き上げるもの

であります。内訳といたしましては、平成29年度分としまして、平成29年12月の期末手当を2.225月から2.325月に0.1月引き上げ、平成30年度改正分としまして、平成30年6月の期末手当を2.075月から2.125月に引き上げ、平成30年12月の期末手当を2.325月から2.275月に引き下げ、均衡をとるものであります。

3の実施期日であります。一部改正条例案のうち、平成29年度分につきましては平成29年12月1日、平成30年度分につきましては平成30年4月1日とするものであります。

議案第28号につきましては以上でございます。

次に、議案第29号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について御説明をいたします。

議案参考資料で53ページでございます。

1の提案の要旨でございますが、本議案は平成29年度竹原市職員の給与改定に合わせ、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合について改正しようとするものであります。

2の改正の内容であります。期末手当の年間支給割合を0.1月引き上げるものであります。これによりまして、期末手当の合計年間支給割合が4.3月から4.4月となるものであります。内訳といたしましては、平成29年度改正分としまして平成29年12月の期末手当を2.225月から2.325月に引き上げ、平成30年度改正分として平成30年6月の期末手当を2.075月から2.215月に引き上げ、平成30年12月の期末手当を2.325月から2.275月に引き下げ、均衡をとるものであります。

3の実施期日は、一部改正条例案のうち、平成29年度分につきましては平成29年12月1日、平成30年度分につきましては平成30年4月1日とするものであります。

議案第29号につきましては以上でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

委員長（山元経穂君） それでは、これより一括して質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手をお願いいたします。

道法委員。

委員（道法知江君） 議案第27号、議案第28号、議案第29号ということの質疑をさせていただきますと思います。

まず、給与の改定ということになりますと、いつも思うことは、報酬審議会はどのようになっているか、過去、報酬審議会がいつ開かれているのかということをお聞きしたいと思います。

委員長（山元経穂君） 総務課長。

総務課長（向井聡司君） 直近の報酬審議会の開催は平成21年度に行っております。諮問を平成22年2月2日にいたしまして、答申を平成22年2月10日しております。

委員長（山元経穂君） 道法委員。

委員（道法知江君） 審議会条例の中では、報酬審議会を開催するに当たってということで、何年に1回というのはあるのかどうか、教えていただきたいと思います。

委員長（山元経穂君） 総務課長。

総務課長（向井聡司君） 何年に1回という規定はないというふうに認識しております。

委員長（山元経穂君） 道法委員。

委員（道法知江君） 直近で21年ということでもありますけれども、そうするともうかれこれ、相当長い間報酬審議会を開いていないと、社会情勢の中においても、金利等もいろいろ変動があるということも踏まえた上で、報酬審議会というものは開催するべきではないかといった、そういった議論というのは行われたのかどうか。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 報酬審議会につきましては、先ほど総務課長が申し上げましたが、定期的に、何年に1回という開催の規定はないものでございます。

おっしゃるように、21年度に開催以降しておりません。そのことの答申の内容は、現行の額等においては据え置くという答申をいただいております。内容といたしましては、当時の状況においては、金額を改定いたしまして、全体額を引き上げる状況ではないという判断のもとにあったということと認識いたしております。

おっしゃるように、一定の間開いておりませんので、当然開きまして御意見をいただく中でこういった実態は把握すべきであろうと思っておりますし、今後におきましては、開催につきましては当然行うべきと考えております。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

委員（道法知江君） はい。

委員長（山元経穂君） その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） ないようでありますので、次に移りたいと思います。

次に、議案第40号平成29年度竹原市一般会計補正予算（第5号）及び議案第42号平成29年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（沖本 太君） それでは、議案第40号平成29年度竹原市一般会計補正予算（第5号）の補正予算案について御説明を申し上げたいと思います。

補正予算書に沿って御説明を申し上げたいと思います。

補正予算書の1ページをお開きください。

このたびの補正予算案につきましては、公共施設ゾーン整備事業の推進を図るため、庁舎として活用を図ることを目的として購入をいたしました旧広島法務局竹原支局の改修に必要な予算を新規計上するとともに、職員の給与に関する条例等の一部改正及び平成29年4月1日付けの人事異動等に伴い人件費の過不足をほぼ全款にわたり調整するほか、入札減や特定財源の減額交付による事業量の調整に伴い不用となる予算の減額及び決算額を見込む中で過不足の調整が主な内容となっております。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4億7,807万4,000円を減額いたしまして、総額を128億7,963万9,000円とするものでございます。あわせて、第2条、第3条にございますとおり、繰越明許費の上限額と地方債の追加及び変更を行う内容となっております。

補正予算書の4ページ、5ページの方をお開きください。

歳出予算の補正内容でございます。

追加計上を行う款につきましては、議会費、民生費、労働費、商工費となっております。減額を行うものが総務費、衛生費、農林水産業費、土木費、消防費、教育費、公債費となっております。個別の具体的な内容につきましては、事項別明細書の方で御説明を申し上げます。

22ページと23ページをお願いします。

なお、説明する補正内容につきましては、かなりのボリュームとなっております。したがって、冒頭に申し上げました決算見込みに基づく精算等につきましては、簡単な理



由の説明とさせていただければと思います。また、人事管理に要する経費、いわゆる人件費の補正につきましては、職員人件費の過不足の調整を行うものでございますので、人件費の調整という御説明をさせていただき、メリ張りを付けた内容で御説明をさせていただこうと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議会費でございます。議員の報酬・活動に要する経費につきまして、議員期末手当など61万円の追加計上を行うというものでございますが、こちらにつきましては人件費の調整を行うものでございます。

続きまして24ページ、25ページをごらんください。

総務費、総務管理費、一般管理費でございます。人事管理に要する経費、総務一般事務に要する経費、嘱託員に要する経費につきましては、人件費の調整でございます。地域公共交通に要する経費につきましては、生活バス路線維持費補助金といたしまして190万2,000円の追加計上を行うものでございます。こちらの補助金につきましては、バス事業者のバス運行事業に対して交付する補助金でございますが、実績に基づき、不足となる予算を追加するものでございます。

続きまして、総務費、総務管理費の財産管理費でございます。普通財産等管理に要する経費につきまして、1億5,463万円の減額を行うものでございます。

まず、施設整備工事につきましては、冒頭の説明で申し上げました旧法務局竹原支局の改修に必要な予算を新規計上するものでございます。工事の内容につきましては、時代の要請に即しながら市の事務所として活用が図れるように内装の改修工事等を行うとともに、今後見込まれる施設の利用年数を踏まえ外壁改修など老朽化対応を行い、さらに外構工事として駐車場の舗装等を行うものでございます。

時代の要請に即することと申し上げましたが、その部分を具体的に御説明をいたしますと、1階トイレの改修に合わせまして多目的トイレを整備する、また照明設備につきましてはLED化を図るなど省エネ性能を備えた施設とするというものでございます。工期につきましては、9月初旬ごろを完成予定とし、特別委員会の方でも御説明をさせていただいたとおり、9月の3連休を利用して引っ越しをする予定としております。また、引っ越しをした後に、庁舎が離れることによって市民サービスが低下しないように、市民課窓口で閉栓や開栓などの住所移動に伴う手続きができるような体制整備を行うよう、調整をしているところでございます。

次の用地等取得費の減額につきましては、たけはら合同ビルの取得費を計上しておりま

したが、取得については次年度以降となったことから不用となる額を減額するものでございます。

次の竹原市民館費でございます。こちらについては、人件費の調整を行うものでございます。

その次の電算管理費につきましては、社会保障・税番号制度に係るシステム改修費に対して交付されます国庫補助金が、当初予算編成時に見込んでおりませんでした。交付決定されたということで財源変更を行うものでございます。

続きまして、28ページから37ページについては人件費の調整でございますので、省略をさせていただきます。

38ページ、39ページをお開きください。

民生費、社会福祉費の社会福祉総務費でございます。まず、人事管理に要する経費につきましては、人件費の調整でございます。国民健康保険事業に要する経費につきましては、国保会計職員給与費等繰出金など195万9,000円を追加計上するものでございます。こちらの国民健康保険特別会計に対する各種繰出金につきましては、決算見込みに基づき、過不足となる額の調整を行っております。

その次の民生費の社会福祉費の障害者福祉費でございます。人事管理に要する経費については、人件費の調整を行うものでございます。あわせまして、障害者の自立支援給付に対する国庫及び県費補助金につきましては、当初予算編成時の見込みから減額交付となっているということで、財源の変更を行っております。

続きまして、老人福祉費でございます。介護保険事業に要する経費といたしまして介護保険会計繰出金423万1,000円を追加計上し、高齢者援護に要する経費につきまして市外施設措置費135万6,000円の減額を行うものでございます。まず、介護保険会計繰出金につきましては、人件費の調整と事務費の精算に伴うものでございます。次の市外施設措置費につきましては、市外の養護老人ホームに入所しております方に対する措置費でございますが、こちらにつきましては、決算見込みに基づき、不用となる予算の減額を行うものでございます。

続きまして、隣保館費につきましては、人件費の調整を行うものでございます。

40ページ、41ページをごらんください。

人権センター費につきましては、人件費の調整を行うものでございます。

次の後期高齢者医療費でございます。後期高齢者医療に要する経費について、療養給付

費負担金など3,025万5,000円の減額を行うものでございます。こちらにつきましては、まず後期高齢者医療制度の被保険者に係る医療費に対する市の負担金でございます。療養給付費負担金につきましては、不用となる額を減額を行います。保険基盤安定繰出金につきましては、不足が見込まれる額を追加するものでございますが、これらにつきましては、いずれも広域連合からの通知に基づき、調整を行うものでございます。

次の後期高齢者医療会計事務費繰出金につきましては、人件費の調整に伴うものでございます。

続きまして、42ページ、43ページをお開きください。

民生費、児童福祉費の児童福祉総務費でございます。人事管理に要する経費につきましては、人件費の調整でございます。乳幼児等医療給付に要する経費につきまして、乳幼児医療費635万8,000円の減額を行っております。こちらの乳幼児医療費につきましては、決算見込みに基づき、不用となる予算を減額するものでございますが、見込み件数が減となったというものでございます。

続いて、保育所費でございます。人事管理に要する経費につきましては、人件費の調整でございます。保育事業に要する経費につきましては、代替保育士賃金など311万3,000円を追加計上するものでございます。こちらにつきましては、代替保育士賃金でございますが、障害を持つ園児に対する加配保育士につきまして、当初見込んだ人数より増員配置をしたということで、不足が見込まれる額を追加するものでございます。増員の具体的な内容につきましては、4名から5名となっております。

続きまして、児童福祉施設費でございます。認定こども園等に要する経費につきまして、施設型給付費2,962万1,000円の追加計上を行うものでございます。こちらの施設型給付費につきましては、決算見込みに基づき、不足となる予算を追加するものでございますが、具体的な理由につきましては、1号の園児が見込みより増加したということでございます。

続きまして、母子福祉費でございます。児童扶養手当支給に要する経費につきまして、児童扶養手当526万2,000円の減額を行うものでございます。こちらにつきましても、決算見込みに基づき、不用となる予算を減額するものでございますが、延べ人数の減が理由でございます。

続きまして、民生費、児童福祉費の児童手当費でございます。人事管理に要する経費につきましては、人件費の調整でございます。次ページになりますが、児童手当支給に要す

る経費につきまして、児童手当986万5,000円の減額を行うものでございます。こちらにつきまして、決算見込みに基づき、不用となる予算を減額するものでございますが、件数の減ということでございます。

続きまして、46ページ、47ページをごらんください。

民生費、生活保護費の生活保護総務費でございますが、まず人事管理に要する経費につきましては、人件費の調整でございます。

次の扶助費でございますが、生活保護各扶助に要する経費について、生活保護費956万3,000円の追加計上を行うというものでございます。こちらの生活保護費につきましては、昨年の第4回定例会におきまして、4月から8月までの5カ月分の実績をもとに決算見込み額を算出したしまして、不足が見込まれるということで、追加する予算の補正を認めていただいたところでございます。その後、9月、10月、11月と3カ月を経過する中で、今後3カ月においてさらに医療扶助の不足が見込まれるということで、再度予算の追加をお願いするものでございます。

続きまして、48ページ、49ページをお開きください。

衛生費でございます。衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費、人事管理に要する経費につきましては、人件費の調整でございます。

次の環境衛生費でございます。合併処理浄化槽普及に要する経費について、合併処理浄化槽設置整備事業補助金につきまして、247万2,000円の減額を行うというものでございます。こちらの補助金につきましては、決算見込みに基づき、不用となる予算を減額を行うというものでございます。こちらにつきましても、見込み件数の減ということでございます。

次の保健センター費でございますが、こちらについては人件費の調整でございます。

50ページ、51ページの方をごらんください。

清掃総務費でございますが、こちらについては人件費の調整でございます。

その次の塵芥処理費でございます。塵芥収集に要する経費につきまして、指定ごみ袋作製委託料など226万2,000円を減額し、広島中央環境衛生組合に要する経費につきまして、広島中央環境衛生組合負担金を2,081万7,000円減額を行うというものでございます。

まず、塵芥収集に要する経費の各種委託料につきましては、決算見込みに基づき、不用となる予算を減額するものでございますが、これは発注量の調整ということで減少するも

のでございます。

続いて、負担金につきましては、広島中央環境衛生組合が管理をいたします各種処理施設の運転業務委託料が減額となったということなどから、不用となる負担金の予算の減額を行うというものでございます。

52ページ、53ページにつきましては、人件費の調整でございます。

54ページ、55ページをお開きください。

農林水産業費でございます。

農業委員会費と農業総務費につきましては、人件費の調整でございます。

その次の農業振興費でございます。農業振興対策に要する経費につきまして、強い農業づくり交付金5,314万5,000円を減額し、中山間地域等直接支払制度に要する経費につきまして、中山間地域等直接支払事業補助金131万5,000円の減額を行うものでございます。

まず、強い農業づくり交付金につきましては、竹原工業・流通団地に閉鎖型レタス工場を整備している事業者に対する補助金でございますが、当該事業者が行う施設整備の内容が確定したということで補助金の額も確定し、不用となる予算の減額を行うというものでございます。

次の補助金につきましては、決算見込みに基づき、不用となる予算の減額を行うものでございます。

次の農地費でございますが、人件費の調整でございます。

56ページ、57ページをお開きください。

漁港管理費でございます。漁港整備に要する経費につきまして、漁港施設機能保全計画策定委託料1,150万円を減額するものでございます。こちらの委託料につきましては、入札により減となったということで、不用となる予算を減額するものでございます。

次の漁港建設費でございます。人事管理に要する経費につきましては、人件費の調整でございます。漁港整備に要する経費につきましては、特定財源であります国庫支出金の減額交付決定を踏まえまして、必要な事業量の精査を行い、不用となる予算を減額するものでございます。

58ページ、59ページにつきましては、人件費の調整でございます。

60ページ、61ページにつきましても、人件費の調整とあわせまして、事業事務費として計上しておりました旅費でございますが、事業費の減額に伴いまして、有利な特定財

源の活用が図れないということで、その部分については減額を行うというものでございます。

次の62ページ、63ページをお開きください。

土木費でございます。道路橋梁費の道路維持費でございます。道路維持補修に要する経費につきまして、維持補修工事費など1,750万円の減額を行うというものでございます。県道維持補修委託料につきましては、県委託金の増額交付に合わせて事業量の調整を行ったことから、不足となる予算を追加するものでございます。その次の維持補修工事費につきましては、特定財源でございます国庫支出金の減額交付決定に伴い、事業量の調整等を行ったことから、不用となる予算の減額を行うものでございます。

次の道路新設改良費でございます。人事管理に要する経費につきましては、人件費の調整でございます。道路整備に要する経費につきましては、新設改良工事費など2,220万円の減額を行い、県営道路整備事業に要する経費につきましては、県営道路整備事業負担金350万円の減額を行うものでございます。

まず、道路整備に要する経費におきましては、市道忠海中学校線と宮床線の整備に関するものでございますが、特定財源でございます国庫支出金の減額交付決定に伴い、事業量の調整を行ったということで、不用となる予算の減額を行うものでございます。

次の県営道路整備事業負担金につきましては、県営事業であります道路改良工事の進捗状況などに応じ、不用となる予算の減額を行うものでございます。

続きまして、橋梁維持費でございます。橋梁維持改修に要する経費につきまして、維持補修工事費など4,832万3,000円の減額を行うものでございます。測量設計委託料につきましては、入札により減となったことで、不用となる予算の減額を行うものでございます。橋梁の維持補修工事費につきましては、特定財源であります国庫支出金の減額交付決定に伴い、事業量の調整を行ったことから、不用となる予算の減額を行うものでございます。

続きまして、64ページ、65ページをお開きください。

河川総務費でございます。こちらにつきましては、河川改修工事の内容変更に伴いまして起債充当が可能となったということで、財源の変更を行っております。

続きまして、66ページ、67ページをお開きください。

都市計画総務費でございます。人事管理に要する経費につきましては、人件費の調整でございます。住環境整備に要する経費につきましては、耐震改修促進事業補助金147万

円の減額を行うものでございます。こちらの補助金につきましては、決算見込みに基づき、不用となる予算を減額するものでございます。こちらにつきましては、件数の減ということでございます。

次の公園管理費でございます。人事管理に要する経費につきましては、人件費の調整でございます。都市公園整備に要する経費につきましては、施設整備工事費など100万円を減額をするというものでございます。こちらにつきましては、特定財源であります国庫支出金の交付に応じまして事業量の調整を行ったものでございます。

続きまして、街路事業費でございます。県営街路整備事業に要する経費につきまして、県営道路改良事業負担金200万円の追加を行うものでございます。こちらの負担金につきましては、県営事業でございます国道432号道路改良事業の進捗状況に応じ、必要となる予算の追加計上を行うものでございます。

次の土地区画整理事業費でございます。人事管理に要する経費につきましては、人件費の調整でございます。

次ページをお願いいたします。

新開土地区画整理事業に要する経費につきましては、施設整備工事費など6,632万2,000円の減額を行うものでございます。こちらにつきましては、保留地売払収入を都市基盤整備基金に積み立てを行う一方で、特定財源であります公管金の減額交付決定に伴う事業量の調整などにより、不用となる予算の減額を行うものでございます。

次の公共下水道事業費でございます。公共下水道事業に要する経費につきまして、公共下水道事業特別会計繰出金1,677万3,000円の減額を行うものでございます。こちらにつきましては人件費の調整に伴うものでございます。

続きまして、70ページ、71ページをお開きください。

土木費の住宅費の住宅管理費でございます。子育て世帯向け地域優良賃貸住宅管理経費につきまして、入居者数が当初見込みを下回り、住宅使用料収入が減額することから、財源変更を行うものでございます。

続きまして、72ページ、73ページをお願いいたします。

樋門維持管理費でございます。こちらにつきましては、当初、起債充当を予定をしておりませんでした。県との協議の結果、起債充当が可能となったことから、財源の変更を行うものでございます。

続きまして、74ページ、75ページをお開きください。

急傾斜地崩壊対策費でございます。県営急傾斜地崩壊対策事業に要する経費といたしまして、県営急傾斜地崩壊対策事業負担金40万円を追加計上し、急傾斜地維持補修に要する経費につきましては、急傾斜地維持補修委託料など160万円の減額を行うというものでございます。

まず、県営事業負担金につきましては、県営事業でございます大井地区の急傾斜地崩壊対策事業の進捗状況に応じ、必要となる予算の追加計上を行うものでございます。委託料等につきましては、広島県からの権限移譲により実施をしております急傾斜地維持管理業務につきましては、委託金の減に伴い、事業量の調整を行い、不用となる予算の減額を行うというものでございます。

続きまして、76ページ、77ページにつきましては、人件費の調整でございます。

78ページ、79ページをお開きください。

消防費でございます。消防費の常備消防費です。常備消防に要する経費につきまして、常備消防委託料726万円の減額を行うものでございます。こちらの委託料につきましては、退職手当負担金の減などに伴い、不用となる予算の減額を行うものでございます。

続きまして、80ページ、81ページをお開きください。

事務局費につきましては、人件費の調整でございます。小中一貫校整備費につきましては、起債の充当額が増加したということで、財源の変更を行うものでございます。

続きまして、82ページ、83ページをお開きください。

学校管理費でございます。学校運営に要する経費といたしまして、臨時職員賃金199万1,000円を減額いたします。また、施設整備に要する経費につきましては、施設整備工事費149万5,000円の減額を行うものでございます。臨時職員賃金につきましては、当初、事務職員1名を市の臨時職員として雇用し、配置する予定でございましたが、県費職員が配置されたということで予算の不用が発生し、減額を行うものでございます。施設整備工事費につきましては、中通小学校体育館の屋根の改修に係るものでございますが、入札により減となったということで、予算を減額を行うものでございます。

続きまして、84ページ、85ページをごらんください。

幼稚園費でございます。人事管理に要する経費につきましては、人件費の調整でございます。園運営に要する経費につきましては、臨時職員賃金103万8,000円の減額を行うものでございます。こちらの賃金につきましては、障がいを持つ園児に対する介助員の配置が当初見込んだ人数より減員となったということで、不用となる予算の減額を行う



ものでございます。これは、3名から2名になったということでございます。

86ページ、87ページにつきましては、人件費の調整でございます。

88ページ、89ページをお開きください。

教育費の保健体育費の学校給食費でございます。学校給食運営に要する経費につきまして、臨時職員賃金など228万6,000円を減額し、人事管理に要する経費につきましては、人件費の調整を行うというものでございます。臨時職員賃金につきましては、当初、給食センター職員を臨時職員の配置を行う予定で予算計上しておりましたが、再任用職員を配置したということで不用となる予算を減額するものでございます。

続きまして、90ページ、91ページをごらんください。

公債費でございます。まず、元金でございますが、地方債償還に要する経費につきまして、地方債償還元金962万1,000円の減額を行うものでございます。こちらの元金につきましては、臨時財政対策債の償還方法の見直しに伴い、不用となる予算の減額を行うものでございます。続いて、利子でございます。地方債償還に要する経費につきまして、地方債償還利子など634万5,000円の減額を行うものでございます。地方債償還利子につきましては、借入時の利率が見込みより下回ったこと、また一時借入金利子につきましては、決算見込みに基づき、不用となる予算の減額を行うものでございます。

以上が歳出予算案の内容でございます。

続いて、歳入予算の御説明を申し上げます。

12ページ、13ページの方をお開きください。

市税でございますが、まず個人市民税につきましては、所得が当初の見込みより上回ったということで、1,582万7,000円の追加を行っております。法人市民税につきましては、一部企業の業績が見込みを上回ったということで、4,972万5,000円の追加を行っております。固定資産税につきましても、一部企業による大型の設備投資が進んだということで1億253万6,000円を追加し、市税といたしまして、合計で1億6,808万8,000円の追加を行っております。

次の利子割交付金から地方特例交付金までの歳入につきましては、広島県からの通知に基づき、それぞれ追加または減額の調整を行っております。

14ページ、15ページの方をごらんください。

地方交付税でございます。普通交付税の減につきましては、一部単位費用の引き下げによって基準財政需要額が減額をいたしました。その一方で、見込んでいた市税収入の上振

れによりまして基準財政収入額が増加したということで、4,027万8,000円の減額としております。このことにつきましては、市債における臨時財政対策債の減額についても同様の理由でございます。

その次の使用料及び手数料につきましては、子育て世帯向け地域優良賃貸住宅の入居者が当初見込みを下回ったということで、家賃収入を517万円減額を行っております。

国庫支出金から16ページ、17ページ途中までの県支出金につきましては、歳出予算の補正に合わせまして、それぞれ追加または減額をしております。

16ページ、17ページの財産収入でございます。新開地区土地区画整理事業における保留地の売払収入といたしまして、3,667万8,000円の追加をしております。繰入金におきましては、各種事業の執行状況に合わせまして、特定目的基金からの繰り入れを減額をいたします。また、貸付資金特別会計からの繰入金については、会計の決算見込みから追加計上いたしております。

財政調整基金繰入金につきましては、1億8,005万6,000円の減額を行うことで、最終的な収支の均衡を図っております。

続きまして、18ページ、19ページをお願いいたします。

諸収入でございますが、歳出予算の補正に伴うものを主な理由といたしまして、5,180万2,000円の追加計上をしておりますが、そのうち広島中央環境衛生組合負担金返還金につきましては、平成28年度分の負担金が返還されたものでございます。こちらにつきましては、組合の方で新たに整備する廃棄物処理施設の敷地となります土地の造成工事に係るものでございます。組合の方で平成29年度に繰り越しを行い、事業を実施したところ、入札によって減額となったということで負担金を精算されて、返還が生じたものでございます。

続きまして、市債におきましては、まず臨時財政対策債につきましては、先ほどの地方交付税と同様の理由によって減額をいたしております。その他につきましては、歳出予算の補正に合わせまして追加または減額しております。

続いて、繰越明許費の御説明を申し上げます。

6ページの方をごらんください。

まず、総務費でございますが、分庁舎移転整備事業につきまして、こちらにつきましては必要とする工期が年度内で確保できないため、繰り越すものでございます。

次の住民基本台帳システム改修事業につきましては、国からの住基システム仕様書改訂

版の提示遅れによりまして、年度内に完了が見込めないということで、繰り越しを行うものでございます。

次の農林水産業費でございますが、産地競争力強化事業につきまして、こちらは交付金対象事業の建設工事の遅れにより、年度内に完成しないため、繰り越しを行うというものでございます。

土木費におきましては、市道忠海中学校線道路改良事業につきまして、地権者の移転先となる土地の造成に不測の日数を要したということで繰り越しを行うものでございます。

次の河川維持補修事業につきましては、民間事業者が行っている隣接工事との調整に不測の日数を要し、年度内の完成が見込めないということで繰り越しを行うものでございます。

次の都市公園整備事業につきましては、2月に決定された国の補正予算における国庫支出金の活用を図ることから、必要とする工期が年度内で確保できないため、繰り越しを行うというものでございます。

県営事業の道路改良事業及び、1つ飛びまして急傾斜地崩壊対策事業につきましては、広島県が事業費を繰り越したことに伴いまして、その負担金につきましても繰り越しを行うものでございます。

新開土地地区画整理事業につきましては、道路整備工事と同場所で実施している水道工事の進捗遅れに伴い、繰り越しを行うというものでございます。

続きまして、7ページをごらんください。

地方債の補正でございます。こちらにつきましては、歳入予算の市債の補正に合わせまして、それぞれ地方債の追加及び変更を行っております。

以上が一般会計補正予算案の説明でございます。

続きまして、貸付資金特別会計補正予算（第1号）を御説明を申し上げます。

補正予算書の123ページをお開きください。

議案第42号でございます。

補正予算の概要といたしましては、決算見込みに基づく精算を行うものでございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ194万6,000円を追加して、総額を1,106万6,000円とするものでございます。

それでは、歳出予算でございますが、132ページ、133ページをお開きください。

貸付金の事務費でございます。一般事務に要する経費といたしまして、一般会計繰出金

を546万6,000円の追加を行うものでございますが、こちらにつきましては、最終的な収支の均衡を図るため、計上を行っております。

続きまして、奨学資金貸付金とその次の就学支度金貸付金につきましては、貸付金に要する経費といたしまして、竹原市奨学金を252万円、就学支度金を100万円、それぞれ減額を行っておりますが、こちらにつきましては、それぞれ決算見込みに基づき、予算の減額を行うものでございます。

次に、歳入でございます。

130ページ、131ページをごらんください。

諸収入でございます。奨学資金貸付金とその下の就学支度金貸付金のそれぞれ償還金につきましては、決算見込みに基づき、合計で194万6,000円の追加を行っているものでございます。

以上が貸付資金特別会計の補正予算案でございます。よろしく願いいたします。

委員長（山元経徳君） それでは、これより一括して質疑を行います。ページ数をお示した上で、質疑をお願いいたします。

質疑のある方は順次挙手をお願いいたします。

ございませんか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 25ページの地域公共交通に要する経費ですが、これは追加がありますけども、要は利用者が減ったという考え方でよろしい、路線が変わったということはないですね。

委員長（山元経徳君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） こちらにつきましては、先ほど御説明を申し上げたとおり、バス事業者のバス運行事業に対する補助金でございます。こちらにつきましては、バス事業者が運行する経費に対する不足分を補填するものでございます。その中の理由の一つといたしましては、利用者の減というものが一部入っていると、そのように思っております。

委員長（山元経徳君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 利用者の減だけではなくて、ほかにも要因があるってことなのか。これ補正でしょう。

財政課長（沖本 太君） 補正です。

委員（大川弘雄君） そこをちょっと、何の要因があるのか、教えて。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 済みません。変な答弁をしてしまいました。利用者の減でございます。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

委員（大川弘雄君） はい。

委員長（山元経穂君） その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） それでは、ないようでしたら、次の議案に移ります。

議案第31号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（井上光由君） それでは、議案第31号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

議案参考資料61ページをお開きください。

改正の趣旨といたしましては、地方税法等の一部が改正され、国民健康保険制度の運営が県単位化されることに伴い、県内の医療費等から推計された標準保険税率を参考に各種税率及び税額を定めるとともに、広島県国民健康保険運営方針に基づき資産割を廃止するなど、必要な規定を整備するものであります。

改正の内容につきましては、本日配付しております資料で説明いたします。

委員長（山元経穂君） こちらです。三枚もの。

税務課長（井上光由君） 表題の方が、竹原市国民健康保険の保険税率等の改正についての方をごらんください。

それでは、1、国民健康保険税率の見直しに係る激変緩和措置について。

（1）激変緩和措置の方針につきましては、広島県が示す標準保険料率を適用した上で、医療保険分の均等割額に財政調整基金を繰り入れ、激変緩和措置を行います。

次に、2、激変緩和措置の理由といたしまして、標準保険料率、現行の税率を比較した結果、税額、調定額が全体では減額となりますが、均等割額が上がることにより増額となる世帯があり、主に低所得者層が影響を受けることとなるため、激変緩和措置を行うことで低所得者の負担軽減を図るものであります。

（5）の現行税率と標準保険料率及び激変緩和措置適用後の保険税率比較表の方をごら

んください。①現行の合計欄と②の標準保険料率の合計欄を対比しますと、所得割は13.10%が11.51%となり1.59%の減、資産割は廃止いたしますので30%の減、均等割額、人数当たりになります。4万5,200円が4万8,682円となり3,482円の増、平等割額、1世帯当たりになります。3万4,700円が3万1,301円となり3,399円の減になります。

2の標準保険料率と激変緩和措置適用後で算出した場合の税額、調定額の比較の(1)の標準保険料率の表をごらんください。今年度における世帯、人数等で試算しますと、全体では5,352万3,600円の減額になりますが、表の上から3行目、網かけの部分になります。増額の世帯が1,155世帯、1,474人を合わせまして82万600円の増額になります。

次に、1の(3)激変緩和措置の内容につきまして、ア、平成30年度におきましては県単位化への移行を円滑に行うため、低所得者への影響を考慮し、医療保険分の均等割額を現行の2万6,400円に据え置くこととします。

(5)の保険税率比較表の②の方になります。標準保険料率の医療分の均等割額、網かけの部分、2万8,669円を③激変緩和措置適用後の医療分の均等割額、網かけの部分になります。2万6,400円に据え置いて試算した増減額、増減世帯の状況につきましては、大きい2の(2)激変緩和措置適用後の表、一番下の方の表になりますが、全体で6,303万500円の減額になり、増額の世帯はゼロとなります。

次に、平成31年度以降の激変緩和措置につきましては、1の(3)のイの方になります。標準保険料率及び基金残高を総合的に勘案し、財政調整基金の繰入金額を決定するとともに、ウ、財政調整基金を活用し、医療保険分の均等割額を段階的に増額することにより、広島県の統一保険料率に近づけます。

次に、財政調整基金の状況につきまして、大きい3の激変緩和措置期間、平成30年から平成35年度の基金の見込み額の表になります。右の一番下の表になりますが、①平成30年度当初の基金残高3億6,758万5,999円を見込み、②平成30年度から激変緩和措置期間6年間の納付金に対する国保税の収納不足見込み額1億5,265万3,086円、③平成30年、31年度の前期高齢者精算分見込み額3,558万5,586円、この②、③を差し引きますと、④平成35年度末で1億7,934万7,323円となり、⑤になります厚生労働省の指導でありました給付費の5%、1億2,930万6,200円を差し引いた⑥の5,004万1,123円の範囲内で、今後の激変緩和措置に

対する対応を検討してまいります。

なお、平成30年度の激変緩和措置に対する基金の取り崩しにつきましては、約1,000万円を見込んでおります。

次に、1の(4)の激変緩和措置の期間につきましては、原則として3年間としております。ただし、標準保険料率及び基金残高を総合的に勘案し、広島県国民健康保険運営方針で定める激変緩和措置の実施期間である6年間の最大と考えております。

次に、2枚目の資料につきまして、現行と改正案の税率及び軽減額の対比になります。

表の中段、医療分の均等割、太い枠の網かけ部分になりますが、税率と7割、5割、2割の軽減する額の対比になります。この部分を据え置きとしております。

3枚目の資料につきましては、県が作成しました平成30年度における県内市町の1人当たり保険料、収納必要額の算定状況になります。参考にごらんください。

竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、説明につきましては以上であります。

委員長（山元経穂君） これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手をお願いいたします。

ございませんか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 済みません。激変緩和期間のことはわかったのですが、6年たった時にはどういう感じになるかというのは、表現できますか。

委員長（山元経穂君） 税務課長。

税務課長（井上光由君） 6年後の激変緩和措置後につきましては、先ほどの3枚目の資料になります。右の上に別紙2と書いてありますが、上の表のちょうど真ん中の方になります。統一保険料率ベースというところの欄がありますが、そちらの方に移行していくということになります。激変緩和措置適用後という部分が、その右側の方になります。そちらの方が6年間の激変緩和措置期間ということでございます。

ただし、本市につきましては、先ほど説明いたしましたように、3年間を目途にいたしまして、この県が示します統一保険料率に近づけていくという、独自の緩和措置を行っていくということでございます。よろしくをお願いいたします。

委員長（山元経穂君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） ごめん。ということは、竹原市はいくらになるの。11万6,13

8円が11万6,242円,6年後には,激変緩和が終わった時点で何百円か上がるってことなのですね。この数字でいいですか。

委員長(山元経穂君) 税務課長。

税務課長(井上光由君) この数字につきましてはあくまで試算でありますので,毎年医療費に対します保険料率というものを決定していきますので,それは毎年度,県の方から各市町に通知をされるということでございます。ですから,医療費の方がどちらかといいますと年々上がっておりますので,算定につきましては,多少なりとも上がっていくのではないかというふうに考えております。

委員長(山元経穂君) よろしいですか。

大川委員。

委員(大川弘雄君) だから,これを目標に,できるだけ低いところでやっていただけるといことですよ。

税務課長(井上光由君) はい,そのとおりです。

委員長(山元経穂君) その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長(山元経穂君) ないようでありますので,次に移ります。

ここで説明員の入れかえもあわせ,暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前10時56分 再開

委員長(山元経穂君) それでは,休憩を閉じて委員会を再開いたします。

それでは,議案第34号竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

企画政策課長。

企画政策課長(松崎博幸君) それでは,議案第34号,議案書77ページ,議案参考資料も77ページでございます。

77ページをお開きください。

参考資料の方で御説明をさせていただきます。

竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案につきましては,まず提案の要旨といたしまして,庁舎等の移転に向けて組織体制を強化するものでございます。



続いて、改正の内容でございます。

庁舎等の移転に向けて必要となる事務の調整、総括等を行い、円滑な事業進捗を図るため、企画振興部内に新たに公共施設整備調整課を設けるとともに、同部の事務分掌に庁舎等の移転に関する事項を加えるものでございます。

それでは、お手元にお配りをさせていただいております……。

委員長（山元経穂君） こちらの資料ですね。

企画政策課長（松崎博幸君） はい。平成30年度行政組織の改正案について、こちらの資料で御説明をさせていただきます。

1ページをごらんください。

まず、行政組織、改正の内容や考え方について御説明をさせていただきます。

公共施設ゾーン整備の推進に向け、老朽化する庁舎や市内中心部に集積をしております公共施設につきまして、公共施設ゾーン整備基本計画及び竹原市中心市街地地区都市再生整備計画に基づき、関係する業務の実施や組織横断的な総合調整に加え、関係機関との協議などに対応し、円滑に事業を進めるための組織を設置するものでございます。

2ページをお願いいたします。

次に、具体的な内容といたしましては、庁舎移転をはじめとする公共施設ゾーンの再整備に向けて、円滑に事業を進めるため、企画振興部内に新たに公共施設整備調整課を設置するものでございます。表の左側に現行の公共施設ゾーン整備に関する所属や業務内容を、右側に再編後の体制を掲載をさせていただいております。現行の体制では、総務課で所掌しております対外調整に関すること、財政課で所掌しております総合調整及び庁舎整備等に関すること、都市整備課で所掌している都市再生整備計画に関することを企画振興部に新設をいたします公共施設整備調整課に移管をし、総合調整、対外調整、庁舎整備のほか、都市再生整備計画に関することを所掌させます。

なお、図書館や産業振興課が所掌しております（仮称）まちおこしセンターに関することなど個別の施設整備等の業務は、現行の担当課にそのまま所掌させます。

改正内容の説明については以上でございます。

委員長（山元経穂君） これより質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手をお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） それで、まず今回の公共施設整備調整課を設けるということなので

すけれども、私のイメージ的には、強化するという意味でもプロジェクトチームを組んだというふうに解釈していいのかということと、あと人員は大体、課を設けるということですから、当然、課長制をしいて、その下に何人か配置されるというイメージがあるのですが、大体人数的にはどれぐらいを予定されているか、わかる範囲で教えてください。

委員長（山元経穂君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） まず、組織の設定コンセプトにつきましては、対庁内に複数の業務が点在をしております。こちらを一つの組織に所掌させて、円滑な業務を進めていくというコンセプトで設定をしております。プロジェクトチームという形でいうと、少し組織横断的な業務を全て1つのところへ所掌させるというふうなイメージはございますが、この公共施設整備調整課が所掌しますのは、対外調整、総合調整、ここが中心的な業務となりますので、調整業務の統一化を図ったという部分が、今回の組織改正の内容としましては大きなものとなっております。

続いて、組織体制につきましては、課長を含め、4名から5名の体制で組織設置を考えております。

なお、職員の配置等につきましては、まだ人事の公表というのは、通年3月末ということになっておりますので、今、総務部内で検討をされているということですので、もうしばらくお待ちいただけないかというふうに思っております。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） 川本委員。

委員（川本 円君） それと、課長を含め、今、4名から5名体制でお考えということなので、それを、課長も含めてそのスタッフは専任になるのか、それともほかのところとの兼務になるのかというのをまずお聞きしたいと思います。

委員長（山元経穂君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） 組織を設定するコンセプトとしましては、このような組織は大きな仕事になろうという部分で、組織設計をしました企画政策課、企画振興部といたしましては、専任で業務に臨ませるべきであるというふうに、総務部の方には要望させていただいております。

委員長（山元経穂君） 川本委員。

委員（川本 円君） では最後に、今、専任を要望しているということなのですが、今日いただいた資料の2ページ目ですか、現行と編成後の表がありますけど、その表を見る

限りでいいますと、総務課、それから財政課、都市整備課から矢印が来て、今回の整備調整課につながっていくというふうなイメージになってくると。単純に考えた場合、例えば総務課から1人、財政課から1人スタッフを呼んで、課長を置いて、さっき言われました4人から5人体制でやっていくというふうなイメージと私には見えるのですが、そうした場合には、変な言い方ですけど、専任で引っこ抜かれたと言ったらおかしいですけど、移った後の各課の影響というのは、これはございませんか。

委員長（山元経穂君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） まず、組織を設計するに当たりまして、毎年度、組織の業務量調査というものを実施をしております。その中で、全所属の業務量の増減、毎年の増減という部分を押さえた上で、新設所属を設置をする場合には、当然、人の任役間の異動というのは出てくると思います。

今、川本委員がおっしゃられましたとおり、総務課や財政課、また都市整備課の方から業務が移る。だけれども、来年度の業務のこともトータル的に我々としましては考慮いたしまして、例えば業務が抜けた課に著しい影響が及ばないように、また新しい組織で業務を行う際に著しく忙しくなったりとか、そういうことにならないように、全所属に配慮したような形で組織体制の設置については、総務部と連携をしながら検討をさせていただいております。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

委員（川本 円君） はい。

委員長（山元経穂君） その他ございませんか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 今のを聞いていると、僕はこういう専門的な部署ができてよかったなと思うのですが、対外交渉をする準備はここで、課でやるのでしょうか、その詰め部分は企画振興部長ということになるのでしょうか。

委員長（山元経穂君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） 詰めという部分につきましては、済みません、どういう意味でいわれているか、御説明いただけると助かるのですが。

委員長（山元経穂君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 要は、対外の調整になると思うので、対外調整の部分が結構大きな

部分、今はまだ調整は終わっていないのでしょうけども、商工会議所なんかとの調整になる部分があると思うのですが、そういうところの対外交渉というのは、なかなか目に見えない部分もありましょうし、なかなか出せない部分はあるのだと思うのですが、以前であれば、一番最初のころは、副市長が中心になってやっておられましたよね。これでいくとそういうふうには見えないので、その部分は、もう市長、副市長ももちろんそうでしょうけども、組織の権限的な部分からいくと、企画振興部長がその責任を持たれるという形ではよろしいのですか。

委員長（山元経穂君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） まず、こちらに、答えられますか。わかりました。

委員長（山元経穂君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 協議の中で内容の濃淡というのが出てくると思うのですが、一義的には企画振興部に置くということですので、企画振興部長が対外的な交渉はやっていくと、ただ重要度に応じて、もちろん市長、副市長という部分が場面に応じては対応していくという形になると思います。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 目に見える窓口がこの課になるということで、大変、どちらにしてもやりやすくなってくるのだと、相手さんもやりやすくなると思うのでいいことだと思うのですが、ここで、限られた人材の中で大変な仕事だと思います。そうはいっても、これは、市民サービスに直結するとは、僕は思っていないのです。ほかの部分ももっともっと大事なところがあります。人口減少のこともある、庁舎移転で人口減少を解決するわけではありませんから、その辺を含めたら、大幅な人事異動が必要になってくるというふうに僕は思っているのですけども、この部分も含めて、個人感覚ですけど、適材適所の人事を是非やっていただいて、得意分野を伸ばすという方向を考える必要があるのではないかと思いますので、その辺はいかがでしょうか。

それともう一点、ごめんなさい、それと一つ、以前聞いたのですけども、例えば総務課長か、どっかの課の課長とか係長をやったら、で、次の課に行きました。では、もう戻ってこないよみたいな、暗黙のルールみたいなことがあるというふうに聞いたことがあるのですけども、そんなことを言ったら、今の人材で回らないではないですか。だから、それからいっても、適材適所で是非やっていただきたいと思いますが、いかがですか。

委員長（山元経穂君） 済みません、大川委員。その戻ってこないというのが多分わかりにくいと思うので、もうちょっと具体的に説明して質疑を行って。

よろしいですか。どちらにしますか。

副市長。

副市長（細羽則生君） 全体的なジョブローテも含めて、それぞれの適材適所、どういうふうに職員を配置していくかという部分だと思うのですが、それは先ほど企画課長も答えましたように、年度ごとの事業量という部分のバランスを見ながら考えていかなければいけないという部分が1つと、それからそれぞれの課、係のバランスというものもございまして、個々職員の経験値という部分もございまして、それはトータルで考えていきたいというふうに考えております。

短期的にはそういうふうな考え方もございまして、長期的には総合力を上げていくという意味では、適当なという言い方はおかしいですね。適切にジョブローテをかけながらスキルアップにつなげて、どこに行ってもある程度総合力が発揮できるような形で考えていきたいということに考えておりますので、どこのラインに乗ったからそこ以外は行かないというようなことではなくて、全体として、どこの部署に行っても能力が発現できるような形で、職員という部分のレベルアップを図っていきたい、もちろんそれに応じたような形で異動という部分も考えていきたいというふうに思っております。

委員長（山元経穂君） いいですか。

その他ございませんか。

道法委員。

委員（道法知江君） まず、市民の方々にこの説明をしないといけませんので、少し詳しく教えていただきたいと思うのですが、端的に言うと、公共施設の整備調整課というのはどういう業務を担うところなのか。

委員長（山元経穂君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） 先ほども申しましたとおり、総合調整、対外調整、庁舎整備のほか、都市再生整備計画に関することを所掌させます。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） 道法委員。

委員（道法知江君） もう少し詳しく教えていただければありがたいと思うのですが、

委員長（山元経穂君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） 公共施設ゾーンの総括並びに庁舎の関係につきましては、広島県、商工会議所等々の調整、契約締結関係の事務、こういったものを所掌させ、また複合施設関係につきましては、施設規模であるとかコンセプト、配置、考え方の整理など、そのほか特別委員会の対応や都市再生整備計画との調整、そういったものをさせるように考えております。

以上です。

委員長（山元経穂君） 道法委員。

委員（道法知江君） いろいろな課との横断的なこと等も今後含まれてくるのではないかなと思うのですが、あわせて公共施設ゾーンという広さに関しては、庁舎特もありますので、その点も再度確認していただきながら、ゾーンの確認ということも今後検討をしていただけるのかどうか。

委員長（山元経穂君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） ゾーンの確認という部分については、どのような解釈をすればよろしいでしょうか。

委員長（山元経穂君） 道法委員。

委員（道法知江君） いわゆる竹原市内の中心ということで、そのゾーン、公共施設ゾーンということを地図等にでも説明をいただいていると思います、今までも公共施設ゾーン特別委員会で。そのゾーンということの認識でいいかどうかということの確認。

委員長（山元経穂君） 企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） まず、一番最初に御説明をさせていただいたと思うのですが、公共施設ゾーン整備基本計画の中にあるゾーンというふうに思っていたければ結構でございます。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

道法委員。

委員（道法知江君） 直接的に、今回の事務分掌の条例ということではあるのですが、最後に一言なのですが、大川委員が先ほど言われておりました、社会的に見てもいろんな問題、課題を多く抱えている今の社会情勢ということで、特に高齢化という問題等もあって、地域包括ケアシステム等々もあわせて、これは担当の課とか大きく、もっともっと幅広く検討しないといけない課題というのは、福祉部においてもあるのではないかと

うことを考えますと、今後も事務分掌に関しては、これから機構改革ということの意味合いも含めて、この公共施設整備計画の整備課だけではなく、あらゆるところの課も検討していけないといけないのではないかなと思うのですけども、今回の議案第34号とは直接的な質問ではないのですが、どのようにお考えかということだけお伺いしたいなと思います。

委員長（山元経穂君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 今回、公共施設整備調整課という部分について説明をさせていただいた部分につきましては、今、当面の課題でありますこの市役所の問題と跡地をどうするかという中で、新しく課を設置したということでございますので、社会状況が変化していくという中で、そのニーズに応じて今の組織を変えるべきだというような判断になれば、他の部分についても同様な考え方に基づいて、どういう形にしていくのがいいのかという部分は検討していきたいというふうに考えております。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） それでは、ないようでありますので、次に移ります。

議案第17号竹原市郷土産業振興館設置及び管理条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（向井直毅君） それでは、説明をさせていただきます。

議案書は11ページ、議案参考資料につきましては15ページをお開きください。

本案につきましては、本市の農林水産物を活用した商品開発と安定供給を促進するとともに、体験交流施策を通じた情報発信によりまして製品の認知度を向上し、高付加価値化と販路拡大を図り、もって農林水産業の振興と地域の発展、向上に資することを目的として、竹原市郷土産業振興館を設置するものでございます。

条例の内容につきましては、郷土産業振興館の設置目的とその位置、施設種別と事業内容を定めるとともに、施設の管理を指定管理者に行わせることができるものとするものでございます。

なお、設置後の運営につきましては、将来的には指定管理者による管理運営を目指しているところではございますが、維持管理費、また人件費、収支見込み等、不透明な点が非

常に多く、運営体制、管理方法、また指定管理料の算定が運営開始前におきまして非常に困難であるということから、当面、直営により運営をいたしたいというふうに考えております。直営により運営を行っていく中で、人員配置も含めた適正な運営体制、収支、また施設を管理していく上での必要経費等の実績や各種データを蓄積する中で、施設の管理運営の方針等を整理していきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

委員長（山元経穂君） それでは、質疑のある方は挙手をもってお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） それでは、お聞きいたします。

これは忠海にある施設ですね。それで、昨年3月でしたか、補正を組まれて、すぐ繰り越された件だと思います。建物も大分できているとはお聞きしているのですが、今の程度でき上がって、いつから建物が施設の中身も含めて機能するものなのか、お聞かせいただきたい。

委員長（山元経穂君） 産業振興課長。

産業振興課長（向井直毅君） 施設につきましては、現在、建屋の方がほぼ完成をいたしております。また後、今後設備の配置等に移っていく段階でございます。予定といたしましては、ぎりぎりにはなるのですが、3月末には完成予定、4月以降運用開始という運びになっていこうかと思っております。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） 川本委員。

委員（川本 円君） ありがとうございます。

それと、実際の館の中の仕事について触れたいのですが、以前、海ブドウとかというお話がありました。それで、漁協さんの絡みもあったり、いろんにあったというのもお伺いしているのですが、実際、加工場としてやるわけなのですが、ここで言う農林水産物を対象としたということなのですが、具体的にその産物が決められているものなのか、あと農林というぐらいですから、山のものも果たしてその加工場として成り立つものなのかというのを、わかれば教えていただきたいと思います。

委員長（山元経穂君） 産業振興課長。

産業振興課長（向井直毅君） 加工の品目についての御質問であろうかと思っております。

先ほど川本委員おっしゃられましたとおり、海ブドウというものが、この加工場のすぐ



南側にある遊休地といいますか、県の土地があるのですけれども、そちらの方に海ブドウの養殖場が同時進行で、今、漁協さんの取組で建設をされております。当然、そういったものを視野に、そこで養殖された海ブドウというものを加工場の方でパッケージをして、それをまた販売するというような計画もございます。

あわせて、海産物につきましては、鮮魚の1次加工でありますとか、タコでありますとかアナゴ、こういったものを仕入れて、瞬間冷凍なりして、タコあたりは旬の時期というのがございますので、当然、収穫に年間幅があるというものを収穫の多い時期に大量に仕入れて、それを瞬間冷凍で保存した中で、1年間通じて安定的に供給するというような方向性で今考えております。

農産物につきましては、タケノコの水煮を現在他の事業者の方にお問い合わせいただきまして、一斗缶で水煮加工をしていただいていると。ただ、一斗缶での加工になりますので、これが非常に一般小売には向かないというようなものもありますので、そういったものを小さくリパックするというような方向で、農産物についてはタケノコの水煮のリパックというようなことを今現在、運営当初はそういったもので加工に携わっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） 川本委員。

委員（川本 円君） それでは最後に、当面の間は直営でやられるということ、直営といっても当然、専門的なものですから、市の職員が行ってということにはならないと思うのですが、そのあたりはどなたがやられる予定なのか。それと直営の期間、最終的には指定管理者を据え置いてやられるということなのですが、どれぐらいで、運営も含めてでしようけど、そちらの方に移行するのか、そのあたりがわかるとお願いします。

委員長（山元経穂君） 産業振興課長。

産業振興課長（向井直毅君） まず、運営についてなのですけれども、おっしゃられますとおり、職員が直接そこへ行って加工して作業をするというようなことは想定いたしておりませんで、一部、そういった加工業務というのは、民間の事業者の方に業務委託という形をお願いをさせていただければというふうに考えております。これも当初予算に絡むことで、そういった委託費というのは当初予算に計上させていただいておりまして、その議決をいただいた後に、公募というような形で、広くそういった募集をさせていただければというふうに考えております。

それと、あと運営の期間、指定管理者に移行する期間でございますが、先ほど当初の説明をさせていただいたとおり、そういったいろんなデータの蓄積というのが、1年間のスパンで考える必要があるのではないかとというふうに今考えておまして、最低1年というのは、そういった直営で各種データを蓄積した上で今後の運営方針というのを決定して、その後、できるだけ早い時期に指定管理というふうな形で移行できればというふうに考えているところでございます。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

委員（川本 円君） はい、いいです。

委員長（山元経穂君） 井上委員。

委員（井上美津子君） この施設のところで、体験ができる、体験交流というところが出ておりますけども、これはどういうふうな形で体験交流をされるのか。

委員長（山元経穂君） 産業振興課長。

産業振興課長（向井直毅君） 体験交流につきましては、いろんなシチュエーションが想定されると思いますが、まだこれは運営が開始されてからのお話にはなるのですが、例えば隣の漁協さんでつくられている海ブドウの養殖場から仕入れた海ブドウの摘み取り体験を、例えば小学生あたりを呼んでやっていただくとか、当然、それは観光客に対してもそういったことができるのではないかと。あとは、そういった体験交流施設を通じて、各市内でいろんな産品開発が行われる、そういった発表の場にそういったものが利用できないとか、あとは加工場で加工された商品をそこで直売というようなこともできるのではないかと、そういった、いろんなことが考えられるのではないかとというふうに思っているところでございます。

委員長（山元経穂君） 井上委員。

委員（井上美津子君） いろんな体験をしていただいて、これは小学生というふうに言われましたけど、大人の方もそうだと思いますけども、そういうことをされるに当たり、情報発信という形でいろんなところに啓発というのですか、周知をしていかないといけないと思うのですが、それについてはどういうふうにお考えでしょうか。

委員長（山元経穂君） 産業振興課長。

産業振興課長（向井直毅君） 情報発信につきましては、当面、当初は直営ということになりますので、市の方が責任を持って、そういった企画も含めた運営をしていくことになるかと思っております。

今後、指定管理に移行した場合は、指定管理者の方にそういった、情報発信も含めた体験交流の施設の使い道というのも提案をいただく中で、そういった民間のノウハウを活用ができればというふうには考えているところでございます。

委員長（山元経穂君） 井上委員。

委員（井上美津子君） 情報発信ということは、SNSとかいろんな部分だと思うのですが、それだけではなく、口コミなんかかなりの利用価値が出てくると思うので、そういうものも、市民に対してもしっかりと周知というのですか、そういうものがあればと思うのですが、それについては。

委員長（山元経穂君） 産業振興課長。

産業振興課長（向井直毅君） 確かにおっしゃられますとおり、そういった情報発信、いろんな方式、方法が考えられると思います。SNSも当然、口コミというのも当然あるかと思いますが、いろんな考え得るあらゆる手段を活用いたしまして、そういった何か交流ができるものを企画、運営して、情報発信には努めてまいりたいというふうには考えております。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

協本委員。

委員（脇本茂紀君） 市が直営でやるということですが、直営でやる期間においては、具体的に管理者なり、それからあわせてそこで働く職員の方というのが必要になってくると思うのです。それをどの程度の規模で想定されているのかというのが1点。

それから、さっき話であって具体的な中身としては、例えばタケノコの水煮とか、あるいは海ブドウの加工とかということが言われていましたけども、さっきの話では、海ブドウの加工は県の事業として行った養殖場なのですか。そこで……。

産業振興課長（向井直毅君） 漁協。

委員（脇本茂紀君） いや、だから漁協が県の予算を使って養殖場をつくったのではなくて、漁協自らがやっているということですか。

だったら、漁協と新たにできるこの組織との関連、あるいはタケノコをやられておられる方とこの組織は、当面は直営だから一応市が責任を持ってやるけども、将来的にどのような団体なり、あるいは法人なりというものを想定して移行をしていくのか、それがないと結局は市がずっと持っていかなざるを得ないというようなことが当然起こり得るわけで、そうする場合は、今回具体的に、市が直営でやっている期間に一定のモデルというか、こ

ういうふうに移行をしていくのですよという移行過程なんかについても、一定の見通しを持っておかないといけないと思うのです。そこらあたりがどのように議論をされているのか、特にそういう意味で、この施設の管理運営ということに関してと、それからこれが今のように収益やいろんなことを伴う事業として行われるということ、そういうこと、一方はだから非常に経営というかそういうことが必要であり、一方では公共施設としての役割というのがあって、その二面性というものを将来の中でどういうふうに位置づけてやるかというのが課題だと思うのです。だから、漁協はどれぐらい今後の運営や経営に対して協力してくれるのかなとか、あるいは今のタケノコをやっておられる方々もこの運営や管理にどういうふうに関わってくるのかなと、そういう法人格を持ったしっかりした組織になる時に、もし、それが株式会社になるか、NPO法人になるか、何法人になるかはありますけども、そういう時に、それらの団体が一定の関与、経営に対する関与なり、あるいは資金に対する関与とかというようなことも、当然課題として出てくると思うのです。そこらは市がしっかりした見通しと方向を持っていないと、結局ずっと市が直営でやらざるを得んような結果になってくる危険性もあるので、そこらあたりの見通しをどのように持っておられるのか、お伺いして終わります。

委員長（山元経穂君） 産業振興課長。

産業振興課長（向井直毅君） まず、最初の体制についてでございます。これは、当初も申し上げましたように、職員が直接行ってそこで作業するというような想定ではなくて、そういった業務委託先の方に人員を採用していただいて、そこで作業をしていただくと。今現在、我々の中で想定をさせていただいているのが、その管理責任者が約1名、事務担当者が1名、その作業に携わる方がおおむね2名程度、合計で約4名程度でスタートができればなというふうには考えております。その中で、運営していく中でその人員が適正なのかどうか、その中で回せるのかどうかというのも検証はしていく必要があるかというふうには考えております。

また、今後の運営につきましては、加工の中身というものが、当然農産物もあるのですけれども、海産物というのがメインになってくるのではないかということで、当然漁協さんの協力なくしては、この事業というのは成り立たないのではないかということで、ずっとこの1年間、漁協さんとは、協議は繰り返し行わせていただいている中で、最終的には、この施設の管理についても漁協を中心にその管理や運営をしていただけないかなという思いは、当然、心の中では今思っているところではあるのですけれども、そういった管

理運営に対して、中身の回し方とかいろんな経費の部分で不透明な部分が多いので、そういう部分を当面、1年間なり検証する中で、どういった移行ができるかというのは、今後、そういったものも含めて検証をしていく中で、指定管理者というものについて募集をして、募集要項とか運営に関わる事務の、運営内容ですか、そういったものもある程度提示をする中で、指定管理者に提案をしていきたいというふうに考えております。

最終的には、公募という形をとらせていただこうとは思っているのですが、業務の内容というのは、そういったノウハウというのは、今申し上げましたように海産物の1次加工、また販売というのがメインになろうかと思しますので、漁協さん中心にそういったものは今後も協議を重ねていく中で、指定管理というものを考えていきたいというふうに考えているところでございます。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 方向性としてそうだとするのはそれなりにわかるのですが、ただ問題は、そういういわば生産、加工に携わる体力というふうなこと、それからそこで働く人たちの条件というふうなこともしっかり考えておかないと、なおかつ事業というか、経営としてやっていくということからすると、余り曖昧な組織が受託するというわけにもいかないと思うのです。だから、ここに法人その他の団体であってという非常に抽象的な書き方がされているけれども、まず法人であるか、あるいはきちんとした組合であるか、そういうことも含めた、いわば責任が持てるような組織や団体というものをそこに充てなくてはならないと。そこまでは市がやっていくということが、今言う当面直営ということの中身だと思うのです。だから、みんな初めはやるやるって言ったけど、さあ、いざということになったらばっと飛散してしまうということになっても困るわけ。そうすると、ここを担う市の責任といいますか、そういうことが非常に重要になってくる。だから、任せておりますよという話では済まないということは、当面、そこらの経営をどういうふうに行っていくかということに関しては、市が強く関与しなきゃならないということになると思うのです。

そこらあたりの、言ったら構えや姿勢というものをしっかりしておかないと、ここには一人も市の職員を置きませんよ、やってくれる人でやるのですよみたいな感じでは、多分これは大変な、言ったらお荷物を背負うことにもなると思うし、むしろ漁協さんやそういうところが、よし、しっかりやりましょうと、これは私らの、ある意味で我々の将来がかかるような仕事としてやりましょうというところまでいかないと、最後はみんなが手放し

てしまうようなことにもなる危険性があるから、そういう意味で、市が少なくとも直営で関与する間に、そうした方向性というものをしっかり植えつけるといったらおかしいけども、植えつけていくような指導性というものが問われると思うのです。そこらあたりをしっかりとやりながら準備をされないと、いや、いつもは市の職員はおりませんよという話ではないと思う。だから、それを担う法人を育成するということも含めた指導をしていかななくてはならないということが課題としてあるわけで、そこらあたりをしっかりと踏まえて、この条例に基づく人的な配置や取組というものを是非お願いしておきたいと思います。もし答弁できたら。

委員長（山元経穂君） 企画振興部長。

企画振興部長（桶本哲也君） 済みません。このたび、新設いたします郷土産業振興館、貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。

今、脇本委員さんおっしゃられましたように、公共施設ということでございますし、またこれ、加工して販売するというような商業施設といいますか、そういった面もございまして、そこは今おっしゃられましたように、市がしっかり責任を持って、見ていかないといけないというふうには考えております。

ですので、いわゆるもう任せたら丸投げよというようなことは全く考えておりませんので、そこは一定には担当の職員が直接関与して、また当然、つくただけでは成り立たないと、販路ということも大事になってまいりますし、最終的には農業者、漁業者の所得向上につながるような施設でなければならないというふうに思いますので、今、御意見いただきました、御提言いただきましたことは、しっかり参考にさせていただいて取り組んでまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 余り言うつもりはなかったのですが、ごめんなさい。これ、もともとなぜ二窓地区に設けたのですかというところから始まったと思うのです。その時にいろんな設置理由を聞いたのですが、どうもそれが生かされていないというか、ここに振興館というものを国が1億円、市が1億円ですか、議員からもほかの場所の方がいいのではないかという話もありましたよね。それも含めたら、ここでもうつくった、これを有効活用するという計画がどうも、今から計画が始まるのだなというふうな思いがしています。

その中で、もちろん所得の向上をしてもらわないといけない、漁業組合も協力してもら

われないといけないのですが、質問ですけど、指定管理というものがこういう事業にそぐうのですか。それで、所得向上をしたり、そういうものになっていくのですか。指定管理ということは、何年かに1回入札するのでしょうか。何か、一生懸命やったけど、では例えば5年後には入札で誰がやるかわからないのよというようなものではないような気がするのですが、これは指定管理の方向の方がやりやすいのですか、将来的には。

委員長（山元経穂君） 産業振興課長。

産業振興課長（向井直毅君） 指定管理につきましては、行政が直営ということになりますと、いわゆる一つの収益性を生む施設でもございますので、なかなかそういったノウハウというものが民間に比べて劣る部分が当然、いたし方ない部分は行政としてあるのではないかというふうに考えております。

そういった意味で、ここではある程度収益を生まなければいけないということで、民間のノウハウというのは当然必要になってくるのではなかろうかということで、どうしてもそこは指定管理者による力をお借りする必要があるのではないかというふうには考えているところです。

委員長（山元経穂君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 今、指定管理の時代なのでしょうけども、こと、こういう収益を上げなければいけない部分に対しては、昔でいう三セクの方が合っているのではないかという思いが僕はするのですよ。指定管理というものというのは、何かそこを守っていくみたいな感じで、三セクはもっと打って出て収益を求めるといふような思いがあるのですが、そこは指定管理でもそういう収益を求めていくことはできるのですか。NPO法人でもそういうことはできるのですか。

委員長（山元経穂君） 産業振興課長。

産業振興課長（向井直毅君） もちろん、これはどういった団体であろうとも、そこは、収益性というのは、指定管理を募集する際には重要視したい部分でございますので、当然それができなければ、なかなか指定管理というのはお願いしづらい部分があるかと思えますので、そういった制度設計をする上で、その収益性という部分はしっかり見させていただく中で、どういった団体が適切にそういったものも、我々の希望する施設運営をしていただけるかというものは、判断をしていきたいというふうには考えております。

委員長（山元経穂君） その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） ないようですので、次に移りたいと思います。

議案第20号竹原市勤労青少年ホーム設置及び管理条例を廃止する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（向井直毅君） 済みません。それでは、竹原市勤労青少年ホーム設置及び管理条例を廃止する条例案について御説明をさせていただきます。

議案書35ページ、議案参考資料は21ページをお開きください。

本案は、勤労青少年におけるレクリエーション活動の多様化やニーズの変化、法改正による根拠規定の削除などの事情を総合的に勘案をいたしまして、本条例を廃止することとし、あわせて勤労青少年ホーム指導員等の報酬に関する規定を削除するものでございます。

竹原市勤労青少年ホームは、昭和57年に設置をいたしまして、今日まで本市の勤労青少年の福祉の向上を図り、その健全な育成に資するよう運営してまいりましたが、このたび、市の公共施設の再整備を進めることとしている中で、そのあり方について検討いたしました結果、施設を廃止することとしたものでございます。

説明は以上でございます。

委員長（山元経穂君） 質疑のある方は、挙手をして質疑をお願いいたします。

井上委員。

委員（井上美津子君） この勤労青少年ホームというものを廃止するということなのですが、この勤労青少年というか、利用をされていた方のニーズとかいろんなものが関係して、この廃止というふうになったというふうには私は思っているのですが、今の利用されている方の受け皿というところはどういうふうにお考えなのか、教えてください。

委員長（山元経穂君） 産業振興課長。

産業振興課長（向井直毅君） 現在、講座、サークルを含めて、各種活動はされている団体がいらっしゃいますが、そういった一部サークル等につきましては、もう既に地域の公民館への統合というものをお考えの団体もあります。また、当面は、引き続き活動されたいというような意思を示されている団体もありまして、我々市といたしましても、この活動団体というのが、本来の勤労青少年という位置づけではない方がほとんどではあるのですけれども、この活動を今後自主的に行っていくための支援は必要であるというふうに考



えておりますので、引き続き、他の施設を活用していただくなど、そういった活動の支援には努めてまいりたいというふうには考えているところでございます。

委員長（山元経穂君） 井上委員。

委員（井上美津子君） 全くこの活動をしていないというわけではないので、そこら辺の支援はしっかりとしていただきたいと思いますし、今からレクリエーション活動という部分で、今、先ほどもニーズの変化とかというふうにありましたけども、どういうふうにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

委員長（山元経穂君） 産業振興課長。

産業振興課長（向井直毅君） まず、勤労青少年ホームというのが、昭和57年に先ほども設置したというふうにお答えいたしました。当時はそういった若者の余暇活動というものがなかなか充実していなかった、そういった受け皿として勤労青少年ホームというのを設置いたしまして、当時はかなりの若者がこちらへ集われているようなサークル活動、また講座などに使っていただいていたということではあるのですが、時代の変化によって様々、そういったニーズが多様化してきた中で、いわゆる本来の勤労青少年と言われる方々の利用が減少してきたということもあって、今回廃止の決定をさせていただいたということではあるのですけれども、また今後の市民活動というのは、公民館というものを中心に活動されているということもございますので、そういったものにもかなり重複している部分もございますので、そういった形で統合という形も考えられるのではないかと、今後そういった部分で、集約という言葉が適切かどうかはわかりませんが、そういった部分である意味受け皿というものであれば、生涯学習の部分での公民館というものが非常に受け皿としては考えられるのではないかと、今考えているところでございます。

委員長（山元経穂君） 井上委員。

委員（井上美津子君） 公民館の活動ということに集約というのでないですけども、そちらの方に移行していただくということだとは思いますが、公民館の考え方としても、同じサークルであればその時間帯があればいいと思うのですが、時間帯が合わない、午前中とか昼からだとかというふうに行われている活動が、実際には、勤労の方は、青少年の方は夜間という形になると思うのですよね。そこら辺の考え方の違いとか、教室の時間というのが関係してくると思うので、一概に公民館へというわけにはいかないと思うのですが、そこら辺の公民館側の方としっかりと情報を共有されて、そちらの方

へ移って下さいねというふうに支援をしていただきたいと思いますけど、その方はいかがですか。

委員長（山元経穂君） 産業振興課長。

産業振興課長（向井直毅君） 確かに、おっしゃられますとおり、そういった課題も種々あるやにお聞きしております。実は、もう既にそういった公民館サイドともいろんな協議を重ねさせていただいています。また、会員さんにもそういった情報は共有させていただく中で、今後こういった形での活動ができるかというのは、この3月末で勤労青少年は廃止するから、では後は勝手にしてくれということでは当然思っておりはりませんで、そういった活動の支援というのは、今後も引き続きさせていただければというふうには考えております。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） ないようでありますので、ここで説明員入れかえもあわせ暫時休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午前11時45分 再開

委員長（山元経穂君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、議案第22号市立竹原書院図書館設置条例及び竹原市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

文化生涯学習課長。

教育委員会文化生涯学習課長（堀信正純君） それでは、提出議案資料の39ページ、参考資料の25ページの方をお開きください。

議案第22号市立竹原書院図書館設置条例及び竹原市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

本案は、市庁舎等の公共施設の再整備の一環として、平成30年4月1日から、市立竹原書院図書館をフジ竹原店空き店舗内へ、竹原市視聴覚ライブラリーを教育委員会事務局内へ仮移転することに伴い、その位置を変更するとともに、図書館会議室を廃止しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、参考資料の次のページ、26ページ、7ページの新旧対照表で見ていただきますと、市立竹原書院図書館設置条例では、位置を仮移転先である住所に変更するとともに、会議室の利用許可に関するところ、第3条、第4条部分でございますけれども、これについても仮移転先において会議室スペースを確保することができないことから、実態に合わせて削除しようとするものでございます。

また、視聴覚ライブラリー設置及び管理条例では、位置を移転先ではなく、教育委員会事務局内に位置づけております。このことにつきましては、視聴覚教材、機材の受け付けについては、これまでどおり移転後も図書館で受け付けを行いますけれども、スペースの関係から、視聴覚教材や機材全てを移転先に持っていくことはできないため、教育委員会事務局内で一時保管していくものでございます。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） 質疑がある方は挙手をもってお願いいたします。

大川委員。

委員（大川弘雄君） ごめんなさい。視聴覚ライブラリーというのが気になるのですが、これは聞くところによると余り使っている、利用頻度が少ないというふうに聞いたのですが、それにしても受付は図書館に設置して、物は教育委員会事務局内に置くということなのですが、これは土日祝日も借りることはできるのですか。

委員長（山元経穂君） 文化生涯学習課長。

教育委員会文化生涯学習課長（堀信正純君） まず、視聴覚ライブラリーというところがどういう事業に取り組んでいるかということでございますけれども、これについては、視聴覚ライブラリーの設管条例の第3条にどのような事業を行うかということが示されております。これについては、1つ目が――7項目ございまして――社会教育施設、学校等に対し視聴覚機材、教材を提供すること、2点目として視聴覚機材、教材目録及び利用に関する開設資料等を作成し配布すること、3点目として視聴覚機材、教材の利用に関する研修会、講習会、試写会、鑑賞会等を開催すること、4点目として視聴覚機材、教材の利用に関し指導、助言すること、5点目として視聴覚機材、教材の選定、購入、収集、作成等による整備充実を図ること、6点目として視聴覚教育に関する機関、団体等との連絡及び協力に関することと、7点目としてその他目的を達成するために必要な事項というふうに決められております。

なお、委員さんがおっしゃられましたように、利用頻度というところでございますけれ

ども、多くは初めに申しあげました社会教育施設、学校に対し視聴覚機材、教材を提供するところ、ここ何年かではそれだけを実施しているという状況でございます。

なお、利用実態というところでございますけれども、昨年度であれば機材の貸し出しを平成28年度が91回、平成27年度は機材の貸し出しを75回、教材を5団体の方に貸し出ししているというような実態でございます。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 頻度が少ないということでこういうふうになるのでしょうか、将来的なことも考えなくてはいけないので、この仮移転の間は、僕はこれでも我慢したらいいかなと思っているのですが、ただこの視聴覚ライブラリーというものを、もう少し市民の声を聞いて使いやすいものにしていくことが今から必要になってくるのだと思うのです。今、貸し出しするといっても、どういうすばらしいものがあるかというのが僕はわかっていないのですけれども、そういう、例えばすばらしいものがいっぱいあるのだったら借りる人もいるし、どういったものが欲しいのかというものも聞く必要があるということで、ニーズを的確に把握して行って、将来、仮移転から本当の図書館に移った時には、いいものにしていかないといけないと思うのですけれども、その辺の考え方はいかがですか。

委員長（山元経穂君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 先ほど課長が説明しましたように、視聴覚ライブラリーは視聴覚資料の収集、保管、貸し出し、機材も含めてということで、今回の設置管理条例の一部改正につきましては、機能を分散させるために教育委員会事務局内という表示をさせていただいていると。したがって、例えば紙芝居であるとかコンパクトディスクであるとか、今の仮移転先に持ち込めるものは持ち込んで、その場で対応させていただきますという御説明の趣旨でございます。将来的にも、そういった映像資料、視聴覚資料の収集、保管、市民の利用に供することという機能は残してまいりますので、その辺については新たな複合施設での計画の中で御提案をさせていただきます。

委員長（山元経穂君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 市民の声、ニーズを聞いて、内容の充実を今から図っていく準備をしていく必要があると思うのですが、将来に向けてどのように考えておられますか。

委員長（山元経穂君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 今現在も、決して内容が充実していないというわけ

ではございませんで、市民のニーズが変わってきている中で、例えばVHSのビデオテープとかはもう提供用には利用がないと、だから今後については、さっき言いましたように、例えば紙芝居なんかであれば絵本の会とかで今でも利用されている、コンパクトディスクについては個人の貸し出しは今現在著作権の関係でできないという実態がありますので、それについては現場で見ていただくためのということで、今もそのスペースがとれないから、保管については、事務局内であるとかフジの仮移転先で分散して保管をすることで御理解いただければと。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

協本委員。

委員（脇本茂紀君） 映像文化ライブラリーが具体的にどんなものを持っているかというのは、年に一度配布されるということになっているけれども、利用がないというのは、はっきり言ってそれが余り伝わっていないから利用がないんだと思うよ。

今は、ほとんどのものがDVDになっていて、そういう意味では、VHSを借りる人は機器自体もないからないと思うけど、ただ問題は、今、竹原市の映像文化ライブラリーが具体的にどのような映像資料を保管しているかということは、もっと公表することをすれば利用者は増えるということだし、同時にこの過程でも収集はしとかなないといけないですよ。今、たまたま暫定的に、こうする間に、いわばやっておかなきゃならないこととしては、次々出される竹原市に関する映像資料であるとか、そういうものに関してはきちんと保管しておく必要があるでしょう。それが今の教育委員会事務局でどの程度可能だというふうに考えているのか、あるいは今度できる図書館の中にそういうものをちゃんと保管する部分がどの程度のスペースを確保されようとしているのか、その点をお伺いします。

委員長（山元経穂君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） まず、映像とかそういった視聴覚資料と呼ばれるものの収集保管というのは、今後も継続してまいります。我々の方が今、機能を分散させたという説明をさせていただいた中には、例えば16ミリ映写機であるとか、場所をとる機材を図書館の方に、仮移転先に持ち込めない、映像等の資料、写真であるとか映像資料について、貸し出しの可能なものについては仮移転先に持ち込むということで、ここについては御理解をいただきたい。

今後についても、複合施設に新たに計画をする図書館については、先ほど来、大川委員の方からも御提案があったように、例えば個人でその場で映像とかを見れるスペースとい

うのは、必ず確保していきたいというふうに考えております。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

では、水道課さん済みません、ここで切りたいと思います。

昼から水道をやって、委員外議員に行きたいと思いますので、それでは午後1時まで休憩といたします。

午前11時56分 休憩

午後 0時57分 再開

委員長（山元経穂君） それでは、休憩を閉じて議事を再開いたします。

次に、議案第23号竹原市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

水道課長（松岡俊宏君） それでは、失礼いたします。議案書の方につきましては41ページ、それから議案参考資料につきましては29ページとなっております。

それでは、公営企業部水道課の件ですが、議案参考資料の29ページによって説明の方をさせていただきたいと思います。

議案第23号竹原市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

本条例案は、市庁舎など公共施設の再整備の一環といたしまして、水道事業の主たる事務所を旧法務局へ移転することに伴い、必要な規定を整備するものでございます。

改正内容につきましては、事務所の位置を竹原市中央5丁目1番35号から竹原市中央4丁目8番17号へ変更するものでございます。

施行期日につきましては、規則で定める日としております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

委員長（山元経穂君） それでは、質疑のある方は、挙手をして質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） それでは、質疑もないようでありますので、議事の都合上、暫時休憩いたします。ありがとうございました。

午後0時59分 休憩

午後1時14分 再開

委員長（山元経穂君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

委員による質疑を一旦保留とし、松本議員から委員外議員の発言の申し出がありました。

お諮りいたします。

松本議員の発言を許可することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

委員長（山元経穂君） 起立全員と認めました。よって、松本議員の発言を認めることに決しました。

松本議員、委員外議員席へどうぞ。今から。

執行部が入るまで暫時休憩といたします。

午後1時16分 休憩

午後1時17分 再開

委員長（山元経穂君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、松本議員に申し上げます。

審査の都合上、発言時間は一括で10分以内といたします。また、先ほどにも話が出た、くどいようになりますが、本来、委員外議員の発言というのは、所管事項や付託案件審査において特定の委員外議員が審査に必要な知識を持っている場合に、それを委員会審査に活用するものであります。また、その知識を活用するに当たり、その発言には議題に対する質疑も含まれるとなっております。よって、先ほども確認しましたように、発言の内容が付託議案の審査に関わることから逸脱、または委員の質疑と重複した場合は、委員長から注意等を行います。

それでは、委員外議員席のマイクのスイッチを入れて発言をお願いいたします。

松本議員。

委員外議員（松本 進君） それでは、議案第20号について質問したいと思います。

条例では、勤青ホームの廃止という提案でありますけれども、現在、勤青ホームの施設の中で、今、あそこの建物でいえば2階の図書室というのがあります。この図書室がここに書いてありますように、部落解放同盟南部協の事務所として使用されています。これはもう何十年になりますけれども、この廃止の際にこれをもとの正常な位置に戻してやるべきではないかなということで聞きたいのが議案第20号です。

それから、議案第28号、議案第29号は取り下げます。

議案第30号については、説明とか資料がありました。確認を含めて質問になると思うのですが、国保税が新しい年度、現行と新年度で1人当たりの国保税がどうなりますかという質問です。それで、資料をいただいた分を見ますと、2番目ですか、資料をいただいた2番目で標準税率云々ということがあって、ここの中に1人当たりの増減額というのがちょっと右手の方にあったりします。それで、全体では去年、現行と新年度予算、新しい税率がどうなるかという面で、1人当たりの増減では7,826円減と、現実には9.22等とあります。ですから、1人当たりにする減額というのがそういう、これも私の質問で1人当たりはこれだけ減ると、減額になりますよということの資料に基づく確認を求めておきたい。

それから次の、こういった減額できるのは、国民健康保険税に対する国の支援と申しますか、低所得者の支援という制度があって、計算では国の支援というのが、これは国全体での1,500億円支援があって、こういった今まで言ったような税率になるというふうに理解するのですが、実際には確定した補助金、国からの補助金、低所得者への減額の支援額は、1,500億円だったものが1,600億円になるというふうに資料ではなっています。ですから、この減額がもう少し幅が広がるのかなということで、予算に間に合わなかったのでしょうか、いつかの時期に是正される、要するに減額を拡大することになるのかどうかのお尋ねをしておきたいということが2つ目の内容ということです。

それから、議案第34号については、先ほど資料の説明がありました。1つは、企画に公共施設整備調整課を設けるということで、総務課、財政課、都市整備課等の機能の一部を新設、公共施設整備調整課に移すということであります。ですから、ここで端的に聞きたいのは、都市整備課では企画、計画と申しますか、都市再生計画という計画に関するということと今度はこの公共施設整備調整課で調整するということになると思うのですが、その際、本来例えば図書館とかいろんな、ふれあい館とかいろいろ事業化に基づく提案と申しますか、施設をこういう、つくってほしいということがあったり、あとは財政課との関係で、これぐらいの財政でおさめてほしいとか、そこらが普通、調整をされてという機能があると思うのです。しかし、その場合、ここで公共施設整備調整課で計画そのものを、今ありますけれども、それをこういう新たに設けてコンクリートするのですか、確定した場合は、確定する内容が実質は財政にも、企画・財政課の財源にも大きな影



響を及ぼす、そこを縛ってくるのではないのかなという意味で、実質的にはこの新たな調整課というのは、財政課の機能も一部を移すということですから、財源までも縛ること、縛るといいますか、そういうことになるのかなということの権限がどうかということ、確認をお尋ねしたいと思います。

それから、議案第40号では、補正予算の説明がありました。端的に、ここでは旧法務局の施設整備費、水道事業にするための施設整備費が6,200万円計上されています。先ほどは、トイレとか照明とか大枠の説明がありましたけれども、簡潔に積算根拠を伺っておきたいと。

それから、次の補正予算の2点目は、これは新開土地事業の保留地売却収入3,600万円云々ありますけれども、これを都市整備基金に積み立てるということがあります。端的に聞けば、そういう土地区画整理事業で売却収入があって、それは今度、1つは基金に積み立てるわけですがけれども、区画整理事業のために使われると、それ以外は使わないというふうな理解でいいのかの説明を求めたいと思います。

以上。

委員長（山元経穂君） 付託議案の審査に関わることから逸脱していないものについての答弁を順次お願いいたします。

企画政策課長。

企画政策課長（松崎博幸君） 先ほど松本議員から御指摘のありました議案第34号につきまして御説明をさせていただきます。

このたびの公共施設整備調整課につきましては、所掌させる業務は、総合調整並びに対外調整、庁舎整備のほか、都市再生整備計画に関することを所掌させます。

松本議員が御指摘になりました予算の査定権、こういったものについては、この課は所掌しておりません。したがって、従前どおり、予算の査定権につきましては財政課が所掌しているということでございます。どうか御理解ください。

委員長（山元経穂君） 産業振興課長。

産業振興課長（向井直毅君） 議案第20号竹原市勤労青少年ホーム設置及び管理条例を廃止する条例案につきまして御質問にお答えをいたします。

まず、勤労青少年ホームの図書館につきましては、施設の利用目的を妨げない範囲での利用ということの判断で、現在、部落解放同盟南部地区協議会に対しまして、行政財産の目的外利用という形で利用を許可をいたしているものでございます。現在、南部協に対し

ましては、施設からの退去を申し入れをいたしまして、退去に向けての協議を行っているというところでございます。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） 税務課長。

税務課長（井上光由君） 国保税条例の一部改定につきまして、国保加入者1人当たり、また1世帯当たりの国保税、平成29年と30年度でどのような負担になりますかという趣旨の御質問でございます。現行と、新たに定める各種税率によります国民健康保険税の負担につきましては、平成29年11月時点におけます世帯数、被保険者数を用いて国保税を算定した結果、調定ベースで1人当たりの税額は8万4,863円から7万5,647円と、9,216円減額となります。先ほど委員の質問の中でお配りしております資料の(2)の1の標準保険料率の1人当たりで7,826円というふうに理解されておりましたが、その下の表の(2)激変緩和措置適用後ということですので、本市独自の激変緩和といたしまして、医療分の均等割額、こちらの方を県が示しております2万8,669円から現行の2万6,400円の方に据え置いておりますので、1人当たりの額、増減額につきましては9,216円ということになります。また、1世帯当たりの税額につきましては、12万6,033円から11万2,345円と、1万3,688円の減額となります。

次に、国の国保税軽減支援額と市国保税負担軽減額がどのようになるかという御質問でございました。国民健康保険の改革による制度の安定化ということで、国の方、公費の拡充を行っております。平成26年度に実施しました低所得者向けの保険料軽減措置の充実、これは約500億円ということでございますが、平成27年度から実施しております低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対策となる低所得者数に応じた自治体への財政支援といたしまして、約1,700億円に加え、平成30年度から実施されます財政調整機能の強化、自治体の責めによらない要因による医療費増負担への対応、保険者努力支援制度、財政リスクの分散、軽減方策に充てられる公費として、全国でこれも同額であります約1,700億円が追加されます。広島県に対しましては、約38億9,016万3,000円が交付されるように推計されております。被保険者1人当たりに対しますと、約6,697円になりますが、この追加公費の本市に対する影響額につきましては、どれぐらいになるかは不明であります。

以上です。

委員長（山元経穂君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） 補正予算案に対して2つ御質問いただきました。

1点目の御質問に対しましては、国及び広島県の営繕工事積算基準に準じまして、各種工事種別ごとに積算を行っているところでございます。

2点目の質問に対しては、議員のお見込みのとおりでございます。

以上です。

委員長（山元経穂君） 松本議員。

委員外議員（松本 進君） 逆からになって申しわけないのですが、議案第40号の分で、積算根拠というのは具体的に言えば、工事費の積算に基づいて、こういうのに基づいて計算したというのはわかるのですが、6,200万円という額が出ているものですか、その積算根拠がわかればそれも教えてほしいと。

それから、今度は逆になります。国保の問題、国保税条例に関わるのですけれども、1つ、この予算における査定の標準税率の分で、先ほど言いました、その時は国の低所得者向けの財源が全体ですけど1,500億円と、それが予算時点確定ベースでは1,600億円と、100億円も上がっているということですから、極端に言ったらその上がった分だけは、予算には間に合わないでしょうけれども、6月までの補正ができる時期と申しますか、そういった間ではわかった時点で減額するというふうに理解してよいのかどうかというのが1つと、それから国保税の分で、予算資料の62,63が法定減額、法定減免という言い方ですか、7割、5割、2割という軽減の税率が書いてあります。

それで、確認しておきたいのは、2割の軽減税率の介護納付金の均等割のところだけが上がるような、改正前と改正後ではそこだけなのですが、介護納付金の均等割のところは1,940円から2,199円と250円、260円弱という、ここだけ増額になるような仕組みになっていますが、そこがわかればこの、ここだけ、あとは全部下がるわけですが、なぜ上がるのかなということが説明を願いたいということです。

それから、あと議案第20号の件で、今、団体の退去という交渉をされているということでしたが、これは……。

委員長（山元経穂君） 松本議員、あと1分です。

委員外議員（松本 進君） 3月末までには決着がついて、新年度からは本来の姿に戻るといったような理解をしていいのかどうか、確認をしておきたいと。

委員長（山元経穂君） 順次答弁願います。

財政課長。

財政課長（沖本 太君） 工事の内容につきましては、建築改修工事、外構工事、電気設備改修工事、機械設備改修工事の内訳に分けて、積算をいたしたところでございます。

以上です。

委員長（山元経穂君） 税務課長。

税務課長（井上光由君） 国の公費1,500億円から1,600億円という御質問、それがどのように反映されるかというお話でございました。それにつきまして、昨年11月に当委員会の方でお示ししております県の試算しましたモデルケースというものがございます。そういったものの中で示した金額と、今回、委員会の方に提出させていただいている金額の方は、多少なりともこれ下がっております。その要因の一つといたしまして、先ほど議員がおっしゃられました国の公費の拡充の部分が加味されると、されているというふうに認識しております。

それと、均等割額の方が上がったのではないかというお話でございますが、本日配付しております資料、2枚目の資料になります。税率及び軽減額の対比ということでございます。医療分、支援分、介護分がございます。一番上の方に、その3つを合計しました税率の方がございますが、均等割につきましては上がるということでございますので、御理解の方よろしく願いいたします。

委員長（山元経穂君） 企画振興部長。

企画振興部長（桶本哲也君） 議案第20号についての御質問にお答えをいたします。

先ほど産業振興課長が申しあげましたように、南部協に対しましては、退去の申し入れを今させていただいているというところございまして、我々としましては、できるだけ速やかに退去の方をお願いしたいというふうに思っておりますけれども、実際、退去先についてはこれから探されるということもございますので、そこは今協議をしている段階というところで御理解いただければというふうに思います。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

委員外議員（松本 進君） わかりました。終わります。

委員長（山元経穂君） それでは、これにて松本議員の委員外議員質疑については終結いたします。

それでは、委員による質疑を一旦保留とし、これより自由討議に入ります。

委員外議員，執行部，傍聴者の方は退席してください。

暫時休憩いたします。

午後1時35分 休憩

午後1時38分 再開

委員長（山元経穂君） それでは，委員会を再開いたします。

これより自由討議に入らせていただきます。

委員長から一言申し上げます。

自由討議については，暫時休憩の中でとり行いますが，審査の過程上，マイクをオンにして，あくまでも委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。

それでは，自由討議を始めます。

暫時休憩いたします。

午後1時38分 休憩

午後1時59分 再開

委員長（山元経穂君） では，休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本委員会の付託案件についての質疑については，詳細審査はこの程度にとどめ，全体審査は午後2時15分より再開いたします。

それでは，暫時休憩いたします。

午後1時59分 休憩

午後2時09分 再開

委員長（山元経穂君） それでは，休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き，総務文教委員会の全体審査を行います。

委員の皆様には，引き続き，長丁場出席いただきましてありがとうございます。また，市長にも御出席をいただきましてありがとうございます。

それでは，市長より発言の申し出がありましたので，これを許可いたします。

市長。

市長（今榮敏彦君） 委員の皆様には，大変長時間にわたる御審議，御苦労さまでございます。私も初めての委員会出席ということで，皆様の御意見を真摯に受けとめながら御答弁させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

委員長（山元経穂君） それでは，これより一括質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手をお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） 私の方から、議案第34号について市長にお聞きしたいと思いません。

このたび、企画振興部内において新たに公共施設整備調整課を設けるというお話を聞きました。午前中の質疑の中でも、その中身とかいろいろお話を聞いたところでございますが、私が危惧しているところは、昨年商工会議所との基本合意を得て、これからどんどん物事がこの調整課を窓口が決まっていくことだろうと思うところなのですが、かなりこれからも重要なポストを担っていくと、人員の方も大体4名から5名というふうなお話も聞かせていただきました。その中で、重要なポスト、ポジションと先ほど言いましたけど、過度の負担がかからないように、関係課もさることながら、当然バックに市長、副市長も控えているわけですから、そのあたりにどれだけのサポート、協力ができるのかというのがまず1つ、危惧しているところでございます。ですから、そのあたりの市長にお考え方をまずお聞きしたいのが1点。

それから、ネーミングでいうと、公共施設整備調整課というふうなことになっております。午前中の話の中では、主に商工会議所を含めて協議、調整していく窓口であるというふうなお話を聞いたのですが、将来的に考えて、福祉会館も取り壊されたりということなんで、ほかの課にも連携する話だと思っておりますけども、そのあたりの将来像もあわせてお聞きしたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

委員長（山元経穂君） 企画振興部長。

企画振興部長（桶本哲也君） お答えをさせていただきます。

このたびの公共施設整備調整課につきましては、庁舎移転をはじめとする公共施設ゾーンの再整備、これを重点的にやっていこうということで、庁内の複数課が業務を所掌しておりますが、それをここに集めまして、集約しまして、組織的な対応を行っていこうというものでございまして、今、川本委員さんから過度の負担がかかるのではないかと、サポート体制というようなことがございました。企画振興部内にこの課を新設をいたしますので、私を中心に、庁内での総合調整といいますか、庁内調整ですとか、商工会議所をはじめとする対外での調整というのは、そこは職員の、そういう健康面も含めてしっかり私の方で対応させていただきたいというふうに思っております。

それで、この公共施設整備調整課の将来像ということでございますが、当面は庁舎移転の絡みが重要な業務の中心ということになるろうかと思っておりますので、庁舎移転に関わっての

業務が中心になってくるのですけども、その庁舎が移転した後は、現庁舎の跡地を中心に公共施設ゾーンの再整備を行ってまいりますので、その辺のところも引き続き、この課が中心となって行っていくようになるというふうに思います。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） 川本委員。

委員（川本 円君） ありがとうございます。

表現が過度の負担でと、適切ではなかったかもしれませんが、よく職の重責に押し潰されて体調不良を起こしてしまう職員がいるというのも聞いたことがございますので、先ほども言いましたように、かなりハードワークな課になるうかと思っておりますので、是非ともそこらの職員の体調管理も含めて御留意いただきたいと思っております。できましたら、最後、市長にそのあたりを総合的に答えていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長（山元経穂君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 特別委員会でも申し上げましたけれども、この事業そのものが百年の計ということで、竹原市にとっては大変大きな事業だというふうに認識をしております。この大きな事業を進めるに当たって、過去数年懸案でありました、一定の組織としての位置づけというものを、今回事務分掌条例という形で御提案をさせていただいております。

もちろん、現在までも組織横断的な組織を立ち上げ、協議を進めているところでございますし、仮にこのような調整課を設置したとしても、その取組の流れとしては変わるものではないというふうに考えております。いずれにしても、まずは合同庁舎への移転という大きな取組はございますけれども、公共施設ゾーンの再整備というさらに大きな枠の中での取組というものは、さらに今後も続くということで、全庁的な取組を今後も進めるというスタンスの中で、今回設置をお願いをしております新たな組織を上程させていただいているこの組織をもって、しっかりとした計画推進に努めてまいりたいと、その上で委員御懸念の点については、この業務に関わらず対応してまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

委員長（山元経穂君） よろしいですか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 関連になります。議案第34号なのですけども、まずこの公共施設整備調整課というのを設けたのは、外部との交渉においての窓口として大変大事だという

ふうに思っています。それは先ほども聞いて、答弁もいただいたのですが、行政組織の改正ということで、これからいくと総務課，財政課，都市整備課の主要なところ，部分において，新しく新設した課をつくるということであります。新しい人事が必要となってくるわけですが、その人事も大変大事だというふうに思うのですが、この新設の課の人事にとどまらず，全般の人事においてもバランスのとれた適材適所を考えていく必要があるというふうに思いますけども，市長はどのように考えておられますか。

委員長（山元経穂君） 総務部長。

総務部長（平田康宏君） 人事に関する御質問でございますが，第1回目の委員会の中でもお話がありました。人事ということで，ジョブローテといいますか，定期的なローテーション，また適材適所の把握というのは重要でございます。

午前中，企画政策課長も申し上げましたが業務量の調査等も行っておりますし，事務事業の見直し等も随時行いまして，規則正しく何年に1回ジョブローテというのは難しい面もございますが，副市長も申し上げましたが，どこの課に行ってもそれぞれの職員が能力を発揮できると，そういう環境というのは，そういった環境づくりが大切だと思っておりますので，今，委員からお話ございました点も踏まえまして，人事に際しては配慮等をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） ごめん，ごめん。僕さっきも市長がいないところで同じことを聞いているので，今回聞いているということは，市長に答弁してほしいなと思って聞いているので，もう一回聞きます。

この人事も大事ですし，全般的な人事も大事だと思います。是非，バランスのとれた適材適所を目指していただきたいと思っておりますけども，市長はどのようにお考えですか。

委員長（山元経穂君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 午前中の答弁内容については，一定に概要報告を受けておりますけれども，いずれにしても，適材適所への配置というのは，人事行政上，永遠の取り組むべき視点だというふうに思いますので，その点については十分踏まえながら配置，人事異動を行ってまいりたいと思います。

非常に懸案事項として，いろんな項目としてクローズアップされてきております昨今でありますので，経験の度合いであるとか，また人材育成の観点からいえば，これは今に限



った話ではなくて、若い20代、30代の段階からいろんな考え方を持って行政事務に取り組むべき必要があるというふうに思います。将来のことも考えながら、または現在の政策を進める中で、いろんな観点から適時適切な人事異動、人材配置に努めていきたいと思いをしますし、あわせて人材育成にも引き続き取り組んでまいりたいというふうに思います。委員長（山元経徳君） よろしいですか。

協本委員。

委員（脇本茂紀君） 私の方は、議案第17号と議案第22号に関連して市長に質問をしたいと思います。

まず、議案第17号の竹原市郷土産業振興館設置及び管理条例案に関連してでありますけれども、既に午前の質疑の中で、この管理に関して漁協や、条例上はそれができる法人に対して管理を委託するというふうに書かれておりました。いずれにしても、この施設を管理していく上で、適切な法人というものがどういうふうにつくられていくか、そういうのを受ける法人がどのようにあるかというのは、大変重要な意味を持っていますし、とりわけ漁業協同組合の今日的な現状とか、あるいはタケノコの加工をやるという、そういう企業になるのか団体になるのかわかりませんが、そういうことが提起をされました。

いずれにしても、この施設をこれから管理運営をしていく上で、地域の様々な資源をこれと関連させて育てていかななくてはならないということが出てくると思います。その一つに今、漁協もあるし、中で加工を行う業者の場合もあるだろうと。それと同時に、あの場所自体が、一つは元の忠海東小学校があり、またグラウンドがあり、体育館がありという意味では、忠海東部地区の拠点的な位置を占めていると。そういう意味で、この新たにできた施設の管理と、忠海の将来のまちづくりというふうなことも連動して考えていく必要があるのではないかと。

そういう意味では、この間の流れの中で、廃校になった学校がずっと放置をされてきているという実態の中で、例えば忠海東小学校の跡地、あるいは忠海東小学校の施設等を、これを一つの契機として、どのようにつなげていくかというようなことは、当面する課題になってくると思います。そういう意味で、そういう点についてお考えがあればお聞かせを願いたいというのが1つ。

もう一つは、市立竹原書院図書館と、それから竹原市視聴覚ライブラリーの設置も同様のことが言えると思うのです。当面は、暫定的な措置として今回移転をするわけですが、それは既に言われているように、蔵書数からすれば7万冊が移転するので、実際に

持っている書籍数からすると18万冊とも20万冊とも言えるだけの書籍があると。そういうことから考えて、将来はそういう総合図書館みたいなものを展望されるということになるのですけれども、もう一つは、同じように例えば吉名小学校、それから田万里小学校、それから忠海西小学校というふうに、廃校になった学校がある意味でそのままになっていると。

そういう時に、これからの将来の図書館像、あるいは図書館の配置というふうなことも含めて考えた時に、暫定的な措置はこれで了解なんですけれども、そういう一定の将来の図書館にとどまらないと思うのですけれども、そうした文化、学術的な施設をどういうふうに再配置していくかというのが、必ず課題になってくると思うのです。その際に、廃校にしてそのまま放置している学校をどうするかということは、前々から言っていることですが、地域においても、また市においても重要な課題になってくると。

そういう意味で、一方では図書と、それから図書館やあるいはライブラリーが持っているような様々な映像資料、そういうものをどういうふうに保持し、保管し、維持をしていくかということとあわせて、そうした図書館の将来像の中で、今回のこの条例がどういうところに位置しているのかというのは、一定に整理をしておく必要があると思うのです。それは、忠海のさっきの話はそういう加工施設という一つの施設ですけれども、図書館の場合はそうした学術、文化の拠点としての施設ということと、竹原市全体の中での学術、文化をどういうふうに高めていくかということも連動しているわけで、そこらあたりの、これからのことではありますけれども、市長として、そういう竹原市の将来像の中で今回この2つの事業がどのような位置を持っているのか、そこらあたりについてお考えがあればお伺いしておきたいと思えます。

委員長（山元経穂君） 企画振興部長。

企画振興部長（桶本哲也君） 私の方からは、議案第17号の竹原市郷土産業振興館設置及び管理条例案に伴います御質問で、施設の管理運営という観点での御質問にお答えをさせていただきます。

委員さんの方からもありましたように、この施設につきましては、竹原市の農林水産物を加工して、それを販売していくという施設ではありますけれども、公共施設ということでございますので、適切に市としては運営をしていかなければいけないというふうに思います。その上で、農水産物を加工販売するというような、民間の方のそういった知見ですとかノウハウ、こういったものはしっかり活用させていただいて、収益が上がるような施設

を目指したいというふうに思っておりますので、将来的にはそういった法人なり、団体なり、そういったところに指定管理をしていただけるように取り組んでいきたいという考えでございます。

この施設におきましては、交流スペースというようなものも設ける予定にいたしておりますので、ここでそういった地元の産品を活用した交流事業ですとか、午前中に産業振興課長も申し上げましたが、隣には芸南漁協さんが海ブドウの養殖の施設もつくられますので、そういったものを活用した体験事業ですとかということは想定をいたしておりますので、またこの施設が忠海の二窓地区の将来のまちづくりに生かしていけるようなことも、この施設を核に取り組みればというふうには考えておりますので、また今、脇本委員さんの御指摘の点も踏まえまして、しっかりと検討していきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（山元経穂君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 今、図書館も含めまして、文化的な施設の今後の整備方針ということで御質問をいただいております。

まず、これまでもこの本委員会におきまして、図書館については図書館が所有する塩業史であるとかの歴史資料、これらの取り扱いについても御意見、御提案等もいただいております。これについては、町並み保存センターなどの保存地区における公共施設のリニューアル、こういったものを検討する中でも、収蔵機能であるとか資料の公開展示、こういったことも視野に入れて、保存、活用が図れるように、そういったことを基本に検討を進めていくということで、御説明申し上げてきたというふうに思います。

それから、複合施設の方に整備を予定しております新たな図書館機能整備方針につきましては、現在の利用状況であるとか、複合施設に集約される機能も含めて、機能面の向上といった部分とこれまでの視聴覚資料も含めまして、そういった資料の充実というのが基本に検討されていくべきだというふうに思っております。

ちなみに今、まさに仮移転の作業が始まっておりますので、当初、開架で現行施設が9万冊のところ6万冊というふうに予定を御報告しておりましたけども、殊のほか持っていける量が増えまして、9万冊のところ8万冊までは開架の部分で持っていけるというような状況もございますので、できるだけこの仮移転期間中も、午前中からも御意見いただきましたように、資料の収集、保存、そういったものについては、できるだけ現行サービスが低下しないように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

委員長（山元経穂君） 済みません。答弁漏れですか。廃校の活用についても協本委員からの質問がありましたので、そちらの方もお答えいただければと思います。

教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 廃校の利活用につきましては、今現在、庁内の関係課での公共目的での転用といたしますか、そういう部分が27年度に一度調査をした後されておりましたので、29年度に改めて公共目的での全体的な転用の予定があるかどうか、これについて調査を行いました結果、今現在、全体的に公共目的での転用はないという状況があります。施設一つ、全部を公共目的で転用するという予定があるかどうかという視点で調査をしております。

その部分で、今後におきましては、この委員会でも少し御説明したかもしれませんが、学校が立地している周辺の住民の方々にそういう市の考え方を御説明して、一部であるとか全部であるとか、地域の御要望も一定にまとめなければいけないというふうに考えております。

それにつきましては、情報の整理ができましたので、準備が整い次第、各学校区単位で改めて市の考え方を説明して、地域の御意見を聞く中で、今後は公共目的には転用利用は今のところございませんので、民間提案を求めた提案をしていただくようなことも含めまして、地域説明会を開催していきたいというふうに考えております。

委員長（山元経穂君） 協本委員。

委員（脇本茂紀君） 公共目的の転用については、例えば図書館を一つの例として、今までも問題提起をしておりますし、またコミュニティでの様々な利用に関しても、いろいろと意見は伺っています。ただ、施設が余りにも大きくて、それを全部管理しろということになると、なかなか難しいというところはあるのは、お互いに承知のとおりであります。

問題は、要するに地域の財産としての学校というものは、それが今まで地域の財産としての学校としていろいろと活用されてきたものをこれからどういうふうに引き継いでいくかということは、ある意味でもっと多くの声やもっと多くの意見というものをしっかり聞く必要があると思いますし、そういうものは実際に聞いてみればあるわけです。そこらあたりに対して、本当はもっと市民の皆さんの意見をしっかり聞くということが非常に大切なのではないかと。

このままいけば、もう数年間放置してきたから、さらに放置していく。その間は、ある意味でみんなが脱力感というか、もうこれ以上やっても無理よねというようなことばっか

りが広がって、実際にそれを使おうというふうな気力も冷めてしまうというふうなことになるのではないかと。そういう意味では、この間の例えば忠海プロジェクトというふうな取組も一つの、学校だけではありませんけれども、地域の資産というものをどういうふう  
に活用していくかという意味では、いろんな議論が展開されていますし、いろんな意見が  
出されている。学校の活用に関して、個別にはいろんな意見が出されているけども、残  
念ながらそれが集約できないということが一つ。

もう一つは、地域のコミュニティ組織というか、そういうものがだんだん弱ってきてい  
ることもあって、だったらこれに責任を持ってということになったら、なかなか大変です  
ねというふうな声もあることは間違いない。だけど、市としては、せっかくあるこれだけ  
の施設をこのまま廃棄してしまうのか、あるいはもう取り壊してしまうのかということ  
と、これをどういうふうに活用するかということによって、どのような市民の前向きな力  
を引き出してくるかというふうなことが大変重要な課題になってくると思います。そこら  
あたりを今、この時点でこういう2つの事業があるわけだから、こういう2つの事業の議  
論を通じて、そういう我々にとって我々の未来はどうかということ、住民自身が考  
えるような営みを私は是非ともやる必要があるというふうに思うわけでありませ

そういう意味で市長にお伺いしたのは、せっかくあるこういう資産をこのままの状態に  
しておくわけにはいかないだろうというのは多分おありだと思いますし、そういう意味  
で、そうしたことをどういうふうな手法でやっていくかということについては、これから  
しっかり議論も深めていけばいいと思うのですけれども、市長になられての基本的な姿勢  
といいますか、基本的な方針としてこうした学校の活用と、それからこれから描き出す将  
来の施設配置とか、公共施設のあり方とか、そういうことについて今お考えがあればお伺  
いしておきたいと思

委員長（山元経穂君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君） 済みません。説明が足らずに申しわけございませ  
ん。

学校施設の利活用の考え方でございますけども、公共利用があるか、民間利用がある  
か、暫定利用があるか、大きくこの3つのカテゴリーに分けた中で、市の考え方を地域に  
御説明をする中で、今、脇本委員がおっしゃったような地域の意見を取りまとめて、例え  
ば民間利用を提案してもらう段階においては、特記仕様としまして、民間がこういう使い  
方を部分的にしたいって言っていますというのも含めて民間提案を求めていく、こうい

た説明会を地域でしていきたいというふうに考えております。

委員長（山元経穂君） 市長。

市長（今榮敏彦君） まず、郷土産業振興館の設置及び管理条例案ということでの上程をさせていただいて、当然、関連する様々な行政課題とかというものがそこにあって、今、委員御提言のとおり、従前からある小学校の跡地活用についてのお考え、御意見というものがそこにどうつながっていくかということでの御質問でありますので、いずれにしても、現在の取組の進捗というものは、先ほど部長が申し上げたとおりでありますけれども、公共ストックの有効活用というものは、いわゆる防災安全上危険なもの以外は、有効活用につながる可能性があれば、それはそれで十分な検討をしていくという考えが当然あってよろしいかと思えますし、さりながらそこで、先ほど申しておられましたように、全体をどう使っていくかという観点になると、なかなか発想がしにくくなって、それをどう、一部でもいいからこれを使うことによって地域の例えばコミュニティであるとか、利活用であるとかということが成就できるというようなことは、当然、今までも御提言いただいているところでありますので、先ほど部長が説明申し上げましたような観点から、今後、地域の皆様にもお話をさせていただき、またお話をお聞きする中で、全体利用が理想ではありませんけれども、一時利用も含めて、その活用の仕方を模索していくべきかなというふうには思っております。

その中で、特に郷土産業振興館は市内の資源をいかにどう地域のために、竹原市のために発展的に使っていけるかということが大きなテーマでもありますので、もちろん忠海に位置しておりますので、忠海のまちづくりに寄与することはもちろん、竹原市全体の発展につながるようなものにもしていきたいというふうに思っておりますので、その点、御理解をいただければというふうに思います。

それと、一時的に移転をして、今もう既に準備をし、これから移転をする図書館、視聴覚ライブラリーにつきましては、基本的な考え方としては、これから再整備をしていく上での位置づけをさらに模索する中で、そのあり方を今後、しっかりとした調整が必要かというふうに思っておりますので、その全体の中でどのように最終的な形を示すことができるかについては、もちろん特別委員会もございますが、そういう観点からいろんな検討を進めていきたいというふうには思っております。

以上です。

委員長（山元経穂君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 今日こういう質問をしたのは、ある意味で2つとも過渡的などうか、そういう事業ではありますけれども、それをどういうふうに生かして次のさらに大きな施策につなげていくかという意味で、1つのステップを踏むということになると思います。第2、第3のステップを見ながら第1のステップを踏むということが大変重要だと私も思いますし、そういう意味で、この2つの施策を通じて将来の図書館像であるとか、将来の産業振興館像でありますとか、そういうふうなものが市民の方々に提起できれば、そしてそのことによって、今、廃校になっているそういう施設も活用の方途というふうなものが見出せれば、もっと夢や希望を与えることができると思うので、是非そういう情報発信をしていただきたいという意味で質問をいたしました。是非、全面的に協力をして、ともに頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長（山元経穂君） 答弁はよろしいですか。

委員（脇本茂紀君） はい。

委員長（山元経穂君） ほか、脇本委員、マイクを。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） 質疑なしと認め、本委員会の付託案件について質疑を終結いたします。

これより順次討論、採決に入ります。

議案第17号竹原市郷土産業振興館設置及び管理条例案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第17号竹原市郷土産業振興館設置及び管理条例案について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（山元経穂君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号竹原市勤労青少年ホーム設置及び管理条例を廃止する条例案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第20号竹原市勤労青少年ホーム設置及び管理条例を廃止する条例案について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（山元経穂君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第22号市立竹原書院図書館設置条例及び竹原市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例の一部を改正する条例案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第22号市立竹原書院図書館設置条例及び竹原市視聴覚ライブラリー設置及び管理条例の一部を改正する条例案について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（山元経穂君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号竹原市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第23号竹原市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（山元経穂君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第27号竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第27号竹原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について、本案に賛成の方の起立を求めます。



[賛成者起立]

委員長（山元経穂君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第28号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（山元経穂君） なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第28号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、本案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（山元経穂君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第29号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（山元経穂君） なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第29号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、本案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（山元経穂君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第31号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（山元経穂君） なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第31号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、本案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（山元経穂君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第34号竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案について討論はあり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第34号竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（山元経穂君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第40号平成29年度竹原市一般会計補正予算（第5号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第40号平成29年度竹原市一般会計補正予算（第5号）について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（山元経穂君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第42号平成29年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に移ります。

議案第42号平成29年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（山元経穂君） 起立全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本委員会への付託議案に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また本会議での委員長報告の内容につ

きましては委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） ありがとうございます。

御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

ここで執行部、傍聴者の方は退席してください。ありがとうございました。

続いてよろしく申し上げます。

それでは、今後の所管事務調査について協議を行います。

協議事項といたしましては、1、行政視察研修について、2、閉会中の継続審査の申出についてであります。

暫時休憩いたします。

午後2時46分 休憩

午後3時05分 再開

委員長（山元経穂君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、これまでの協議結果を踏まえまして、行政視察研修については、基本的には大分県を中心とということで、所管事務調査については忠海の郷土産業振興館と新しく仮移転先で開設される図書館の方の現地視察に行きたいという予定で、正副委員長で調整を行ってまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） ありがとうございます。

では、以上のことを踏まえまして、継続審査は議長に対して申し出を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） ありがとうございます。

以上で本日予定しておりました協議事項は終了いたしました。

ほかにないようでしたら、これで総務文教委員会を閉会させていただきたいと思いますがよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山元経穂君） ありがとうございました。

午後 3 時 0 5 分 閉会